

6 建設水道委員会関係

土 木 部
ま ち づ く り 部
建 築 部
総 合 事 務 所
上 下 水 道 局

道 路

本市の道路交通網は、中心市街地から東西南北へ放射線状に幹線道路が走り、これに一般県道・市道が接続するという副線に乏しい都市部一点に集中する体系になっている。このため、国・県・市においては長期計画をもとに、幹線道路、バイパス道の新設・改良などの整備を進めるとともに、良好な生活環境確保のため、安全性、利便性を備えた生活関連道路の整備も推進している。

1 道路の現況

(1) 市域内道路の舗装状況

令和3年4月1日現在

| 区 分 | 路線数 | 実延長 | 面 積 | 舗 装 | | 舗 装 率 | |
|--------|-------|-----------|----------------|-----------|----------------|-------|------|
| | | | | 延 長 | 面 積 | 延 長 | 面 積 |
| | | m | m ² | m | m ² | % | % |
| 計 | 6,393 | 2,251,732 | — | 2,210,550 | — | 98.2 | — |
| 高速自動車道 | 1 | 12,257 | — | 12,257 | — | 100.0 | — |
| 一般有料道路 | 4 | 20,334 | — | 20,334 | — | 100.0 | — |
| 国 道 | 6 | 129,625 | — | 127,247 | — | 98.2 | — |
| 県 道 | 26 | 205,287 | — | 196,039 | — | 95.5 | — |
| 市 道 | 6,356 | 1,884,229 | 10,426,740 | 1,854,673 | 10,344,323 | 98.4 | 99.2 |

※国道・県道については、一般有料道路を除いた数値

(2) 都市計画道路

ア 路線数 75 路線

イ 計画及び進捗状況（長崎市域）

令和3年4月1日現在

| 幅員別内訳 | 計 画 | | 改 良 済 | | 未 改 良 | | 進 捗 率 B/A (%) |
|-------------|-----------|---------------------|-----------|---------------------|--------|---------------------|------------------|
| | 延長(A) (m) | 面積(m ²) | 延長(B) (m) | 面積(m ²) | 延長 (m) | 面積(m ²) | |
| 40m以上 | 1,750 | 71,330 | 1,750 | 71,330 | 0 | 0 | 100.0 |
| 30m以上～40m未満 | 10,049 | 337,685 | 9,209 | 312,485 | 840 | 25,200 | 91.6 |
| 22m以上～30m未満 | 31,011 | 756,930 | 26,800 | 682,134 | 4,211 | 74,796 | 86.4 |
| 16m以上～22m未満 | 42,600 | 863,058 | 26,300 | 443,145 | 16,300 | 419,913 | 61.7 |
| 12m以上～16m未満 | 46,644 | 629,163 | 42,931 | 579,273 | 3,713 | 49,890 | 92.0 |
| 8m以上～12m未満 | 17,985 | 191,647 | 16,724 | 166,297 | 1,261 | 25,350 | 93.0 |
| 4m以上～8m未満 | 3,360 | 17,830 | 3,090 | 16,264 | 270 | 1,566 | 92.0 |
| 4m未満 | — | — | — | — | — | — | — |
| 計 | 153,399 | 2,867,643 | 126,804 | 2,270,928 | 26,595 | 596,715 | 82.7 |

ウ 路線別進捗状況（事業認可路線のみ）

(R3. 4. 1)

| 名 称 | 区 間 | | 幅 員 (m) | 延 長 (m) | 進捗率 (%) | 事業期間 (年度) |
|----------|---------|---------|------------|------------|------------|--------------|
| | 起 点 | 終 点 | | | | |
| 常盤町大浦元町線 | 川 上 町 | 高丘 2 丁目 | 10~13.5 | 1,420 | 96.7 | S49~R3 |
| 銅座町松が枝町線 | 銅 座 町 | 大 浦 町 | 11~15 | 1,060 | 55.2 | S58~R6 |
| 片 淵 線 | 西山 2 丁目 | 新大工町 | 8 | 970 | 35.9 | S63~R7 |
| 新地町稲田町線 | 籠 町 | 稲 田 町 | 15 | 400 | 78.9 | H12~R4 |
| 道の尾駅前線 | 岩 屋 町 | 葉山 1 丁目 | 12 | 200 | 40.9 | H22~R7 |
| 大黒町恵美須町線 | 大 黒 町 | 恵美須町 | 26.25 | 110 | 0.9 | H26~R9 |
| 計 | | | | 4,160 | | |

2 市道の状況

(1) 道路

(単位：m) (R3. 4. 1)

| 路 線 数 | 総 延 長 | 重用延長 | 未供用延長 | 実 延 長 | 実延長の内訳 | |
|-------|-----------|--------|--------|-----------|-----------|---------|
| | | | | | 改良済延長 | 未改良延長 |
| 6,356 | 1,944,889 | 21,854 | 38,805 | 1,884,229 | 1,186,360 | 697,869 |

| 橋 梁 | | ト ン ネル | |
|------|--------|--------|-------|
| 永久橋数 | 延 長 | 個数 | 延長 |
| 917 | 10,942 | 9 | 2,409 |

(2) 舗装区分

(R3. 4. 1)

| 実 延 長 の 内 訳 | | | | | 舗装区分面積の内訳 | |
|-------------|----------|----------|------------|------------|----------------------------|---------------------------|
| 路 面 別 内 訳 | | | | | | |
| 未舗装道 | 舗 装 道 | | | 舗装道計 | 道 路 部 (m ²) | うち橋梁 (m ²) |
| 砂 利 道 | セメント系 | 高級アスファルト | 簡易アスファルト | | | |
| 29,556m | 410,819m | 303,826m | 1,140,029m | 1,854,673m | 10,344,323 | 78,595 |

(3) 舗装率

(R3. 4. 1)

| 延 長 A | 面 積 B | 舗装延長 C | 舗装面積 D | 市域面積 E | 舗 装 率 | | 道 路 率 |
|-----------|----------------|-----------|----------------|-----------------|-------|-------|-------|
| | | | | | C/A | D/B | B/E |
| m | m ² | m | m ² | km ² | % | % | % |
| 1,884,229 | 10,426,740 | 1,854,673 | 10,344,323 | 405.86 | 98.43 | 99.21 | 2.57 |

(4) 道路の維持補修

ア 生活道路の環境改善

令和3年4月1日現在、長崎市には市道が6,356路線、実延長1,884,229mあり、常に道路を良好な状態に保つために、現場事務所による直営作業や請負工事によって維持管理を行っている。

また、市民生活に密着した公共性のある里道・私道などの整備については、自治会からの要望に基づき修繕が必要と判断した個所について現場事務所による直営作業及び請負工事やコンクリート、セメントなどの材料支給を行い、生活道路の環境改善を図っている。また、階段道を安全に歩くための目印として白ペンキの塗装を希望する自治会へは、白ペンキや刷毛を支給している。

イ 道路パトロール

道路の破損、ガードレールなどの損傷、排水の不良、路上への不法投棄や占用工事の不良などの箇所を積極的に発見し処理するため、定期的に巡回している。また、年に一度は市道全路線の一斉パトロールも実施している。

ウ 道路の長寿命化

市が管理する橋梁その他道路施設において、定期的な点検を行い施設の健全性を把握し、また、修繕計画を策定し予防保全的な維持管理を行うことで、道路の安全性・信頼性を確保するとともに維持管理費のコスト削減を行い、道路施設の長寿命化を図っていく。

(5) 市道路線認定に関する要綱の概要

ア 路線の条件

(ア) 国道、県道、市道その他これらに類する道路のいずれかに接続する道路

(イ) 一般の通行に供するために市が築造する道路、国又は県から移管を受ける道路及び民間から寄付を受ける私道

イ 構造条件等

(ア) 道路の幅員が原則として4m以上あること

(イ) 道路の縦断勾配が、自動車交通量に応じて規定された値以下であること

(ウ) 道路の側溝が、コンクリート3面張り又はこれに準ずる程度の構造であること

(エ) 道路に不陸がなく、車両及び歩行者の通行に支障がないこと

(オ) 道路敷地の境界が明確であること

(カ) 袋路状道路については、車両が容易に転回できる場所があること

(6) 市道認定特例措置に係る私道整備助成事業

ア 目的

既に生活道路として機能している私道を特例的に救済することを目的に、市道認定するための整備に関し、私道の管理者に対し予算の範囲内において助成金を交付し、生活道路の整備を図ろうとするもの。

イ 対象要件

(ア) 公共性が高く、一般交通の用に供されていること

(イ) 関係土地所有者や関係住民の総意により承諾が得られていること

(ウ) 整備後当該私道の敷地を寄附すること

ウ 助成方法

(ア) 助成金の額は、事業費の90%に相当する額

(イ) 所有権以外の権利等は抹消した後に、市が寄附を受けるものとする。

(ウ) 所有権が市へ移転した後は、市道に認定し、維持管理するものとする。

(7) 道路占用

道路は本来一般交通のために利用されるものであるが、他方では本来的な用法以外に生活の場として様々な利用形態が生じている。こうした利用方法について、電柱、電線、水管、下水管、ガス管、アーケード、足場、看板等の占用物件について、道路法等に基づき状況、目的等を勘案し、許可を

行っている。

(8) 道路照明灯・街路灯

道路交通の安全性を確保するため、市道や公共性の高い里道・私道に道路照明灯・街路灯を設置している。

令和3年度は、自治会要望等により、約300灯のLED街路灯を新設する予定である。

道 路 照 明 概 況 令和3年4月現在

| 区 分 | R2 年度末 | 摘 要 | 区 分 | R2 年度末 | 摘 要 |
|------------------|-------------|-------------------|----------------|----------|---------------------|
| 旧 長 崎 市 街 路 灯 | 灯 31,282 | LED灯 | トンネル照明灯 | 灯 561 | LED灯 |
| 道 路 照 明 灯 | 3,244 | 40W～400W 水銀灯他 | 信 号 機 | 52 | 戸町、鳴見台小、 鳴見ダム、池島 |
| 橋 り ょ う 灯 | 145 | 100W～400W 水銀灯他 | 旧 7 町 街 路 灯 | 5,856 | LED灯 |
| 地下横断照明灯 | 93 | 40W蛍光灯 | 合 計 | 41,233 | |

3 車みち整備事業

(1) 概要

斜面市街地において、住民の居住環境の改善と防災性の向上を図るため、車が乗り入れできない市道や里道を「車みち」として整備する。

(2) 事業内容

事業期間：平成25年度～令和5年度

整備路線：32路線

(3) 実績

令和3年4月現在

| | 完成路線数 | 路線名 |
|--------|-------|---|
| 平成26年度 | 1 | 西山7号線 |
| 平成27年度 | 3 | 入船町15号線、桜木町1号線、高尾町三原町1号線 |
| 平成28年度 | 4 | 下町元町1号線ほか1線、本尾町坂本1号線 白鳥町油木町1号線 |
| 平成29年度 | 7 | 入船町8号線、本河内5号線、上小島3号線、出雲6号線 上戸町戸町1号線、御船蔵町銭座町1号線、上小島27号線 |
| 平成30年度 | 3 | 立山西山1号線、上小島17号線ほか1線 |
| 令和元年度 | 7 | 城山町8号線、石神町辻町1号線ほか1線、風頭町3号線 江平13号線、新戸町33号線ほか1線 |
| 計 | 25 | |

4 電線類地中化事業

電線類の地中化については、道路の地下空間を有効に利用することにより、安全で快適な通行空間の確保、都市災害の防止、都市景観の向上等の観点から、地域との調和を図りつつ地中化を推進している。

| | | | |
|--------------------------------|-----------|------|--------|
| ・ 第1期電線類地中化計画（昭和61年度～平成2年度） | ……単独地中化方式 | 4箇所 | 1,980m |
| | キャブシステム | 1箇所 | 350m |
| ・ 第2期電線類地中化計画（平成3年度～平成6年度） | ……単独地中化方式 | 1箇所 | 480m |
| | キャブシステム | 1箇所 | 300m |
| | 自治体管路方式 | 4箇所 | 910m |
| ・ 第3期電線類地中化計画（平成7年度～平成10年度） | ……電線共同溝方式 | 2箇所 | 860m |
| | ……自治体管路 | 1箇所 | 220m |
| ・ 新電線類地中化計画（平成11年度～平成15年度） | ……電線共同溝方式 | 6箇所 | 1,150m |
| ・ 無電柱化推進計画（平成16年度～平成20年度） | ……電線共同溝方式 | 2箇所 | 180m |
| ・ 無電柱化に係るガイドライン（平成21年度～平成29年度） | ……電線共同溝方式 | 2箇所 | 750m |
| ・ 無電柱化推進計画（平成30年度～令和2年度） | ……電線共同溝方式 | 3箇所 | 860m |
| ・ 無電柱化推進計画（令和3年度～令和7年度） | ……電線共同溝方式 | 10箇所 | 1,820m |

5 斜面移送システム整備事業

主として階段部の市道通行環境の改善を目指し、高齢者・障害者等、斜面地での歩行に支障のある方の支援を目的として、階段部に設置可能な簡易な斜面移送機器を本市独自のシステムとして構築している。現在、市道に設置しているものは次の3か所で、いずれも懸垂型（柱を階段道の横に建て、吊り下げ式とするもの）である。

平成13年度 天神地区（てんじんくん）・・・平成29年度 全面改修

平成15年度 立山地区（さくら号）

平成16年度 水の浦地区（水鳥号）・・・令和3年度 全面改修

公 園

都市住民の生活に潤いとやすらぎを与え、安全で快適な都市環境を形成する公園は、市民にとって根幹的な都市施設である。

本市では、緑豊かな街づくりを目指し、平成 13 年 10 月に策定した「緑の基本計画」を基本方針に、公園・緑地の整備を進めており、令和 3 年 4 月の市民 1 人当たりの都市公園面積は 10.60 m²となっている。

市街地周辺部においては、緑豊かな山々に囲まれ自然環境に恵まれているものの、中心部における公園・緑地等は地形的制約から小規模なものが多いため、今後は、特に質的向上を図ることとしている。

1 公園開設状況 (R3. 4. 1)

| 区 分 | | 数 (箇所) | 面 積 (ha) |
|-----------|------|-----------|-------------|
| 都市公園 | | 510 | 417.09 |
| 種 別 | 街区公園 | 445 | 76.23 |
| | 近隣公園 | 30 | 57.36 |
| | 地区公園 | 6 | 32.43 |
| | 総合公園 | 7 | 174.16 |
| | 運動公園 | 1 | 43.80 |
| | 特殊公園 | 3 | 11.89 |
| | 都市林 | 1 | 15.22 |
| | 都市緑地 | 17 | 6.00 |
| 都市公園以外の公園 | | 307 | 256.52 |
| 合 計 | | 817 | 673.61 |

2 1人当たりの都市公園面積 (R3. 4. 1)

| 区 分 | 内 容 |
|--------------|----------------------|
| 人口 | 392,009 人 |
| 都市公園面積 | 417.09 ha |
| 1人あたりの都市公園面積 | 10.60 m ² |

3 都市公園の基準面積との比較 (R3. 4. 1)

| 区 分 | 面 積 | 区 分 | 面 積 |
|---------|-----------|---------|---------|
| 都市公園法標準 | 392.01 ha | 不 足 | 0 ha |
| 現 況 | 417.09 ha | 設 置 割 合 | 100.0 % |

4 公園整備計画

本市の緑は、長崎港を中心に南北に伸びる市街地の周辺を標高 500m程度 of 山々が取り囲んで形成されており、この山並みには、市民のレクリエーション活動拠点、自然環境の保全を目的として総合公園（稲佐山公園、唐八景公園、金比羅公園等）を配置し、整備を進めている。

一方、中心市街地や斜面市街地における身近な公園については、斜面都市である本市の地形的制約から、まとまったオープンスペースの確保が困難な状況である。

「長崎市緑の基本計画」では、このような緑に関する様々な課題を整理し、美しい景観や豊かな自然と歴史文化に調和したまちづくりを総合的に進めるために、様々な施策を総合的かつ計画的に実施することとしている。

(1) 稲佐山公園

長崎のレクリエーションの拠点として、子どもが安全に遊べるよう、令和 3 年度はターザンロープなど遊具の改修を行う。

また、子どもや若者、子育て世代に魅力的な付加価値のある公園を創出するため、民間と連携しながらサービス機能の向上を図る。

(2) 魚の町公園

新市庁舎の建設や新市庁舎前広場、周辺道路の整備に合わせて、魚の町公園を緑あふれる開放的な憩いの空間として再整備する。

(3) 公園施設長寿命化計画

公園施設の計画的な改修等による安全性の確保とライフサイクルコストの縮減を図るため、公園施設長寿命化計画に基づき、令和 3 年度は末広公園等の整備を行う。

5 夜間照明施設

| 施設名 | 施設名 |
|-------------------------|------------------|
| 東望山運動場 | 立山市民運動場 |
| 長崎市営ソフトボール場 | 長崎東公園運動場 |
| 長崎東公園庭球場 | 長崎市営ラグビー・サッカー場 |
| 長崎市総合運動公園 かきどまり庭球場 | 田中町ソフトボール場 |
| 長崎市総合運動公園 かきどまり陸上競技場 | 外海総合公園運動場 |
| 香焼総合公園運動場 | 外海運動公園運動場 |
| 岳路運動公園運動場 | 元宮公園庭球場 |
| 琴海中部運動公園 運動場 | 元宮公園運動場 |
| 琴海南部運動公園 運動場 | 琴海北部運動公園 運動場 |
| 長崎市営庭球場 | 神の島公園 小榊グラウンド |

6 緑化・花いっぱい推進

街を美しくする運動の一環として、緑化・花いっぱい推進PR及び出生記念樹贈呈等を実施している。

(1) 広報啓発（広報紙、ホームページ、ポスター掲示など）

(2) 緑化推進

- ・記念樹贈呈（出生のお祝いとして市民に贈呈。令和2年度申請数実績793件）
- ・都市緑化推進運動にあわせ、花と緑に関する知識を深め、環境との共生を図ることをテーマとした『ながさきグリーンキャンペーン』の開催

(3) 花いっぱい推進

- ・花のあるまちづくり事業（市道大黒町麴屋町線ほか8路線並びに公園花壇、フラワーポットへの花苗植栽）
- ・花苗の配布（令和2年度実績 夏期：約82,348株を207団体、冬期：約78,764株を206団体へ配布）
- ・各種花き展表彰
- ・園芸講習会の開催（随時）

7 長崎市緑化基金

この基金は、民有地の緑化推進を主たる目的として、昭和63年から5ヵ年において本市の積立金と企業、団体、個人等の寄附金により5億円を積み立て、運用しているものである。

平成5年度から市街化区域内の住宅や事業所の緑化に対する補助金交付事業（花と緑の安らぎあるまちづくり促進事業）を実施し、民間建築物における屋上緑化や民有地の住宅や事業所の敷地内における緑化の推進を実施してきたが、市民の緑に対する考え方が、利用者や造園業者へのアンケートにより、維持管理や費用負担が大きいこと、手間がかからないように庭づくりが簡素化されているなど、ニーズそのものが大きく減少しており、令和2年度をもって補助制度を廃止した。

また、花のあるまちづくり事業などにおいて、地元自治会やボランティア団体に対して花苗の配布を行うなど、都市緑化の推進を図っている。

河 川

河川整備は、市民の生命財産の確保の観点から重要な課題になっており、特に上流部における宅地開発の進行に伴い、整備・改良を急ぐ必要にある。このため、年次計画による改修を逐次施行しており、あわせて都市下水路の改修も計画的に行っている。

1 河川数と延長

(R3. 4. 1)

| 区 分 | 本 数 (本) | 延 長 (m) | 備 考 |
|-----------|---------|-----------|-----------|
| 1 級 河 川 | — | — | 本市に該当河川なし |
| 2 級 河 川 | 49 | 126,386 | 県 管 理 |
| 準 用 河 川 | 53 | 34,249 | 市 管 理 |
| 普 通 河 川 | 不明 | 1,363,000 | 市 管 理 |
| 都 市 下 水 路 | 25 | 26,838 | 市 管 理 |

2 河川整備事業の概要

(R2 年度)

| 区 分 | 件 数 (件) | 事 業 費 (千円) |
|-------------|---------|------------|
| 河川等維持管理 | 53 | 27,168 |
| 都市下水路維持管理 | 8 | 3,367 |
| 都市基盤河川改修事業 | 1 | 17,189 |
| 住宅市街地総合整備事業 | 1 | 156,285 |
| 河川等整備事業 | 5 | 15,864 |
| 都市下水路整備事業 | 1 | 995 |
| 災害復旧事業(河川) | 190 | 228,820 |
| 自然災害防止事業 | 3 | 26,948 |

3 河川・水路の占用状況

(1) 占用許可方針

本市の地形上、河川、水路に固着・突出、横断等をして施設又は工作物その他の物件を設けなければ土地の利用ができないので、状況、目的等を勘案し、次のとおり許可している。ただし、宅地補足等は占用許可の対象としていない。

ア 通路橋

イ 水管、ガス管、下水管

ウ その他臨時的仮設物

(2) 不法占用物対策

本市の不法物件の実態は、(1)宅地補足(2)通路橋及び占用許可後における拡幅などがあり、その解決に困難を来している。対策としては、通報等で現地を確認し、行政指導を行っている。

都 市 計 画

本市は、長崎都市計画区域において、昭和 46 年に市街化区域・市街化調整区域を指定し、開発許可制度の適切な運用並びに市街地開発事業等の促進により、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るとともに、地区独自のきめ細やかなルールである地区計画の指定により、地区の特性を活かしたまちづくりを推進してきた。また、平成 17 年から 18 年にかけて、周辺 7 町との市町合併を行い、市域が 1.7 倍に拡大し伊王島、高島、三和、琴海の 4 都市計画区域が加わったところである。

近年、全国的に人口減少や少子高齢化の進展、都市機能の郊外への拡散などによる中心市街地の空洞化が進み、これまでの拡散型から集約型へと都市構造を転換することを目的として、都市計画法や中心市街地活性化法などいわゆる「まちづくり三法」が平成 18 年に改正された。

本市においても、人口減少と少子高齢化、中心市街地の衰退や都市拠点機能の不足、特色あるまちなみの喪失、斜面市街地の都市基盤の不足、宅地開発の外延的拡大と自然環境の減少、人間関係の希薄化や市民意識の多様化など、多くの課題を抱えている状況にある。

このようななかで、高齢者をはじめ全ての人が暮らしやすく、地球環境に優しい、持続発展可能なまちづくりを推進するため、平成 28 年 12 月に「都市計画マスタープラン」を改訂し、集約連携型の将来都市構造「ネットワーク型コンパクトシティ長崎」の実現に向けた具体的な取り組みとして、平成 30 年 4 月に「立地適正化計画」を策定した。

今後はこれを指針として、市民・企業・NPO・団体・行政等の多様な主体が連携することにより、本市の特性を生かした魅力ある都市づくりを推進する。

1 都市計画決定一覧

(R3. 4. 1)

| 種 別 | 決定事項 | 摘 要 | 種 別 | 決定事項 | 摘 要 |
|----------|-----------|----------|------------|--------------------|-------------------------|
| 都市計画区域 | 28,248ha | 行政区域 | 下水道 | 1,624.4ha | 11 下水路 |
| 市街化区域 | 6,268ha | 40,586ha | (都市下水路) | | 延長 17,379m |
| 用途地域 | 6,268ha | | ごみ焼却場 | 1.87ha | 長崎市西工場外 2 箇所 |
| 特別用途地区 | 245.0ha | 2 地区 | ごみ処理場 | 19.73ha | 長崎市東工場・ 長崎市三京クリーンランド |
| 高度地区 | 0.6ha | | | | リサイクル施設 |
| 高度利用地区 | 3.76ha | 5 地区 | 汚物処理場 | 2.74ha | 長崎市クリーンセンター外 4 箇所 |
| 防火・準防火地域 | 2,770ha | | 記念施設 | 1.54ha | 国際文化会館 |
| 風致地区 | 2,079.3ha | 14 地区 | その他の教育文化施設 | 3.35ha | 2 箇所 |
| 駐車場整備地区 | 341ha | | 病院 | 0.81ha | 長崎市立病院 |
| 臨港地区 | 484.3ha | 5 地区 | その他の医療施設 | 2.7ha | 2 箇所 |
| 伝統的建造物群 | 24.5ha | 2 地区 | 市場 | 30.15ha | 3 箇所 |
| 保存地区 | | | 火葬場 | 0.4ha | 長崎市営火葬場 |
| 道路 | 153,399m | 75 路線 | 一団地の住宅施設 | 22.0ha | 愛宕住宅 |
| 都市高速鉄道 | 4.330m | | 防火水槽 | 351 m ² | 15ヶ所 |
| 駐車場 | 2.94ha | 5 箇所 | 市街地再開発事業 | 3.76ha | 5 地区 |
| 公園 | 1,023.93a | 224 箇所 | 土地区画整理事業 | 1363.6ha | |
| 緑地 | 2.2ha | 4 箇所 | 地区計画 | 460.3ha | 38 地区 |
| 下水道 | 6,550ha | 中部処理区 | 再開発等促進区 | 5.1ha | 3 地区 |
| (公共下水道) | | 外 9 箇所 | (地区計画) | | |

2 土地利用

(1) 市街化区域、市街化調整区域

(R3. 4. 1)

| 計 | 市 街 化 区 域 | 市 街 化 調 整 区 域 |
|-------------------|-----------------|------------------|
| 24,610ha (100.0%) | 6,268ha (25.5%) | 18,342ha (74.5%) |

※公有水面埋立予定区域を含む。

(2) 用途地域

(R3. 4. 1)

| 決定告示年月日番号 | 区分 | 第一種 低層住 居専用 地域 | 第二種 低層住 居専用 地域 | 第一種 中高層 住居専 用地域 | 第二種 中高層 住居専 用地域 | 第一種 住居 地 | 第二種 住居 地 | 準住居 地 | 近隣商 業地域 | 商業 地域 | 準工 業地 域 | 工業 地域 | 工業 専用 地域 | 計 |
|-------------------------|------------|-------------------------|-------------------------|--------------------------|--------------------------|----------------|----------------|----------|------------|----------|---------------|----------|----------------|------------|
| 令和3年3月25日 長崎市告示第194号 | 面積 (ha) | 約 1,715 | 約 48 | 約 1,171 | 約 65 | 約 1,462 | 約 151 | 約 359 | 約 158 | 約 360 | 約 240 | 約 214 | 約 325 | 約 6,268 |
| | % | 27.4 | 0.8 | 18.7 | 1.0 | 23.3 | 2.4 | 5.7 | 2.5 | 5.7 | 3.8 | 3.4 | 5.2 | 100 |

(3) 防火地域・準防火地域

(R3. 4. 1)

| 計 | 防 火 地 域 | 準 防 火 地 域 |
|---------|---------|-----------|
| 2,770ha | 97ha | 2,673ha |

3 市街地開発

(1) 土地区画整理事業

本市の土地区画整理事業は、昭和21年の戦災復興事業430.9haに始まり、市民の理解と協力のもとに、その後、8地区164.7haに及ぶ広範囲な地域を次々と施行した。また、組合施行による事業としては、米山地区をはじめ、昭和55年度から平成9年度までに、5地区46.3haが完成している。なお、昭和55年度に事業認可を得た矢上団地(102.6ha、県住宅供給公社施行)は、平成4年度に完成している。

東長崎地区については、昭和50年に市街化区域のほぼ全域である約750haを土地区画整理事業の施行区域として決定しており、このうちの矢上地区(105.5ha)については、昭和53年度から事業を進め、平成20年2月に換地処分を終えたので、現在は、清算金業務を進めている。

また、矢上地区に隣接する平間・東地区(30.0ha)については、平成14年度に事業認可を取得し、平成15年度から、支障物件の移転及び宅地整地・道路等の工事を進めているところである。

なお、東長崎地区の土地区画整理事業未着手地区については、社会経済情勢の変化等から事業の見直しを行い、令和元年度に施行区域を縮小した。

長崎駅周辺地区(19.2ha)については、西九州新幹線(長崎～武雄温泉)及びJR長崎本線連続立体交差事業と一体となって、鉄道施設の受け皿を整備するとともに、長崎駅周辺の低未利用地を解消し、土地利用の転換と有効利用を図り、国際観光文化都市長崎の玄関口にふさわしい都市拠点の形成を図るため、平成21年度に事業認可を取得している。また、令和2年3月末には在来線の新駅舎が開業するとともに令和2年度より長崎駅東側の整備に着手している。

〈東長崎矢上地区土地区画整理事業〉

(R3. 3. 31)

| 事業名 | 東長崎矢上地区土地区画整理事業 | 【整備概要】 |
|---------|--|-----------------------------|
| 施行区域の決定 | 昭和50年12月16日 | 都市計画道路： 8,313m |
| 事業計画の決定 | 昭和53年4月25日 | 区画道路等： 18,118m |
| 施行地区 | 田中町、矢上町、東町、かき道1丁目、かき道2丁目及び平間町の各一部 | 水路： 4,453m |
| 施行面積 | 約105.5ha | 公園・緑地： 32,601m ² |
| 施行期間 | 昭和53年度～令和5年度(予定) | 橋梁架設： 18橋 |
| 総事業費 | 約224億円 | 建物等移転： 493戸 |
| 減歩率 | 平均14.7% | |
| 権利者数 | 1,257人 | ※平成20.2.1 換地処分公告 |
| 地区内人口 | 約4,200人 | |
| 進捗状況 | 100.0% (令和2年度末) ※平成20年2月に換地処分を終え、現在は、清算金業務を進めている。 | |

〈東長崎平間・東地区土地区画整理事業〉

(R3. 3. 31)

| 事業名 | 東長崎平間・東地区土地区画整理事業 | 【整備概要】 |
|---------|-------------------|-----------------------------|
| 施行区域の決定 | 昭和50年12月16日 | 都市計画道路： 3,225m |
| 事業計画の決定 | 平成14年5月31日 | 区画道路等： 6,639m |
| 施行地区 | 矢上町、平間町及び東町の各一部 | 水路： 385m |
| 施行面積 | 約30.0ha | 公園・緑地： 10,718m ² |
| 施行期間 | 平成14年度～令和8年度(予定) | 橋梁架設： 1橋 |
| 総事業費 | 約110億円 | 建物等移転： 213戸 |
| 減歩率 | 平均24.7% | |
| 権利者数 | 448人 | |
| 地区内人口 | 約700人 | |
| 進捗状況 | 約97.2% (令和2年度末) | |

| 事業名 | 長崎駅周辺土地区画整理事業 | 【整備概要】 |
|---------|-----------------------|--|
| 施行区域の決定 | 平成20年12月26日 | 都市計画道路： 1,708m 区画道路等： 83m 公園・緑地： 6,920m ² |
| 事業計画の決定 | 平成21年10月30日 | |
| 施行地区 | 尾上町、大黒町、八千代町及び西坂町の各一部 | |
| 施行面積 | 約19.2ha | |
| 施行期間 | 平成21年度～令和5年度（予定） | |
| 総事業費 | 約154億円 | |
| 減歩率 | 37.8% | |
| 権利者数 | 11人 | |
| 進捗状況 | 約45%（令和2年度末） | |

(2) 市街地再開発事業

低層の木造建築物が密集し、生活環境の悪化した市街地において、土地の合理的かつ健全な高度利用を図るため、共同建築物の建替えとあわせて公園、緑地、広場、街路などの公共施設とオープンスペースを確保することによって、快適で安全な都市環境を再生させようとする事業である。

平成4年度に長崎市北部の千歳町に最初の再開発ビル「チトセピア」が完成し、その後隣接する住吉3番街区に「サン住吉」、新大工地区に「シーボルタウン」、旭町地区に、長崎市では初めての高層ビル「タワーシティ長崎」が平成17年度に完成している。

また、新大工町地区において、玉屋百貨店及び近隣店舗による再開発事業が開始され、平成26年1月17日に準備組合設立、平成27年7月14日に都市計画決定、平成28年9月12日に都市計画変更・決定を行い、平成30年2月1日には本組合が設立され、令和元年度に新築工事に着手した。

今年度は、令和4年度の完成に向けて、新築工事を進めている。

[事業概要]

| 市街地再開発事業の名称 | ビル名称 | 地区面積 | 事業年度 |
|-------------|----------|--------|--------------|
| 千歳地区 | チトセピア | 1.59ha | 昭和58年度～平成4年度 |
| 住吉3番街区 | サン住吉 | 0.22ha | 平成元年度～平成8年度 |
| 新大工地区 | シーボルタウン | 0.26ha | 平成6年度～平成12年度 |
| 旭町地区 | タワーシティ長崎 | 0.99ha | 平成5年度～平成17年度 |
| 新大工町地区 | 未定 | 0.72ha | 平成25年度～ |

(3) 優良建築物等整備事業

この事業は、市街地環境の整備改善や良好な市街地住宅の供給等を促進するために、土地利用の共同化や高度化を行う小規模再開発である。長崎駅に近接する御船蔵地区では平成10年度に「アクロスパー」が、また五島町地区においては平成13年度に「中村ビル」が完成している。

[事業概要]

| 優良建築物等整備事業の名称 | ビル名称 | 地区面積 | 事業年度 |
|---------------|--------|--------|---------------|
| 御船蔵地区 | アクロスパー | 0.22ha | 平成7年度～平成10年度 |
| 五島町地区 | 中村ビル | 0.35ha | 平成11年度～平成13年度 |

| 項目 | 施行地区名 | 戦災復興 | 西浦 | 上出 | 島城 | 山本 | 原 | 旭町(補助事業) |
|----|-------------------------|--------------------------------------|-----------------------------------|--------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|--------------------------------|--------------------|
| 1 | 施行面積 (m ²) | 長崎市長(知事委託) 4,308,505 | 長崎市 404,921 | 長崎市 98,366 | 長崎市 175,051 | 長崎市 319,114 | 長崎市 187,630 | 長崎市(県委託) 63,220 |
| 3 | 事業認可(年月日) | S.21.12.4 | S.26.12.20 | S.29.11.29 | S.33.2.18 | S.33.3.13 | S.33.3.13 | S.33.11.21 |
| 4 | 総事業費(千円) | 1,642,975 | 65,255 | 91,728 | 117,000 | 187,630 | 253,008 | |
| 5 | 整理前後の宅地 | 3,534,733m ² (12,805筆) | 383,308m ² (1,381筆) | 51,418m ² (216筆) | 162,477m ² (394筆) | 291,053m ² (874筆) | 52,066m ² (127筆) | |
| | 地積及び筆数 | 2,704,468m ² (一) | 251,938m ² (839筆) | 47,042m ² (155筆) | 118,355m ² (338筆) | 212,988m ² (584筆) | 39,384m ² (78筆) | |
| 6 | 平均減歩率(実質)(%) | 21.27 | 20 | 1.4 | 23.13 | 26.16 | 25.3 | |
| 7 | 建物要移転戸数(戸) | 1,039 | 96 | 32 | 39 | 95 | 157 | |
| 8 | 換地処分公告(年月日) | S.50.2.7 | S.41.7.8 | S.42.8.19 | S.44.9.3 | S.45.1.29 | S.42.2.22 | |
| 9 | 事業終了年度 | S.49年度 | S.41年度 | S.42年度 | S.44年度 | S.44年度 | S.41年度 | |

| 項目 | 施行地区名 | 日見 | 大波止(補助事業) | 宮の下(補助事業) | 米山 | 矢上地区(補助事業) | 鶴ノ尾 |
|----|-------------------------|---------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|---------------------------------|-----------------------------------|--------------------------------|
| 1 | 施行面積 (m ²) | 長崎市長 410,840 | 長崎市(県委託) 73,619 | 長崎市長 102,422 | 合組 251,623 | 長崎市長 1,054,757 | 合組 123,350 |
| 3 | 事業認可(年月日) | S.37.3.31 | S.37.6.30 | S.40.4.2 | S.50.9.20 | S.53.4.18 | S.55.11.18 |
| 4 | 総事業費(千円) | 321,500 | 974,100 | 1,343,115 | 2,868,150 | 22,369,000 | 2,224,299 |
| 5 | 整理前後の宅地 | 363,818m ² (858筆) | 50,255m ² (337筆) | 82,627m ² (586筆) | 192,419m ² (550筆) | 804,201m ² (2,866筆) | 82,343m ² (180筆) |
| | 地積及び筆数 | 261,868m ² (530筆) | 45,888m ² (217筆) | 73,946m ² (473筆) | 113,272m ² (399筆) | 686,413m ² (1,871筆) | 40,374m ² (350筆) |
| 6 | 平均減歩率(実質)(%) | 28.02 | 8.69 | 11.52 | 53.8 | 14.7 | 65.0 |
| 7 | 建物要移転戸数(戸) | 44 | 228 | 138 | 20 | 493 | — |
| 8 | 換地処分公告(年月日) | S.47.12.25 | S.48.2.28 | H.6.3.22 | S.56.3.31 | H.20.2.1 | S.60.8.16 |
| 9 | 事業終了年度 | S.47年度 | S.47年度 | H.5年度 | S.55年度 | R.5年度(予定) | H.3年度 |

| 項目 | 施行地区名 | | 矢上団地 | | 多以良 | | 東長崎尾崎 | | 西町 | | 平間・東地区 | | 長崎駅周辺地区 | |
|----|-------------------------|----------------------|-----------------------------------|---|----------------------------------|--------|----------------------------------|-----------------------------------|----|---|----------------------------------|---------------------------------|---------|---|
| | 者 | 積 (m ²) | 個 | 人 | 組 | 合 | 組 | 合 | 組 | 合 | 長 | 市 | 長 | 市 |
| 1 | 施行者 | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | 施行面積 (m ²) | | 1,026,385 | | | 34,561 | 15,198 | 38,356 | | | 299,615 | 191,607 | | |
| 3 | 事業認可 (年月日) | | S. 55.12.27 | | H.元. 6.20 | | H. 7. 6. 2 | H. 7. 7.14 | | | H.14. 5.17 | H.21.10.14 | | |
| 4 | 総事業費 (千円) | | 18,934,774 | | 231,917 | | 149,360 | 1,738.159 | | | 11,000,000 | 15,368,963 | | |
| 5 | 整理前後の宅地 | 前 | 648,775m ² (277筆) | | 30,595.29m ² (52筆) | | 14,841.28m ² (24筆) | 16,122.51m ² (21筆) | | | 246,790 m ² (981筆) | 169,011 m ² (33筆) | | |
| | 地積及び筆数 | 後 | 782,962m ² (1,554筆) | | 24,485.1m ² (97筆) | | 11,429.19m ² (72筆) | 25,507.81m ² (150筆) | | | 185,900 m ² (585筆) | 125,155 m ² (35筆) | | |
| 6 | 平均減歩率 (実質) (%) | | 21.57 | | 31.62 | | 36.36 | 71.81 | | | 24.7 | 37.8 | | |
| 7 | 建物要移転戸数 (戸) | | — | | — | | — | — | | | 213 (予定) | 12 (予定) | | |
| 8 | 換地処分公告 (年月日) | | H. 4.12.15 | | H. 3. 1.29 | | H. 8.11. 8 | H. 9.11. 3 | | | R 4年度 (予定) | R 5年度 (予定) | | |
| 9 | 事業終了年度 | | H 4年度 | | H 3年度 | | H 8年度 | H 9年度 | | | R 8年度 (予定) | R 5年度 (予定) | | |

4 景観まちづくり

(1) 景観形成の取り組み

長崎市では、「長崎市都市景観条例」を昭和 63 年 12 月に制定し、都市景観基本計画を平成 2 年 4 月に定め、良好な景観づくりに取り組んできた。その後、平成 17 年～18 年の 7 町との合併や、市民の景観に対する意識の高まり、社会状況の変化などから、合併町を含む市内全域を対象とした、「長崎市景観基本計画」及び、景観法に基づく「長崎市景観計画」を策定し、また、前条例を「長崎市景観条例」に改定し、それぞれ、平成 23 年 4 月 1 日に施行した。

(2) 景観形成の理念と方針

第 4 次総合計画における長崎市の将来の都市像である「個性輝く世界都市、希望あふれる人間都市」の実現に向けて、景観基本計画の「多彩な物語を育む長崎の景観づくり」を基本理念として掲げ、「魅せる大景観づくり」、「個性を磨く景観づくり」、「愛着のあるまちづくり」、「逆手の魅力づくり」を基本方針としている。

(3) 景観形成重点地区の指定

長崎市の景観を特徴づける地区を景観上重要な地区として位置づけ、条例及び基本計画に基づき、長崎市景観計画において「景観形成重点地区」に指定している。

景観形成重点地区指定状況

| 地区名/ゾーン名 | 指定年月日 | 指定面積 |
|-----------|-----------------|---------|
| 東山手・南山手地区 | 平成 23 年 4 月 1 日 | 約 80ha |
| 中島川・寺町地区 | 平成 23 年 4 月 1 日 | 約 69ha |
| 平和公園地区 | 平成 23 年 4 月 1 日 | 約 86ha |
| 館内・新地地区 | 平成 23 年 4 月 1 日 | 約 7ha |
| 外海地区 | 平成 24 年 4 月 1 日 | 約 995ha |
| 深堀地区 | 平成 24 年 4 月 1 日 | 約 46ha |
| 高島北溪井坑跡地区 | 平成 26 年 4 月 1 日 | 約 6ha |

(4) 景観協議

市内全域で一定規模を超える大規模建築物等を計画する場合は、景観条例に基づく届け出が必要であり、魅力あるまちづくりを進めるため、景観形成基準に適合するよう助言や指導を行っている。

景観協議件数

| 年 度 | H28 年度 | H29 年度 | H30 年度 | R元年度 | R2 年度 |
|-----|--------|--------|--------|------|-------|
| 件数 | 259 | 255 | 262 | 326 | 334 |

(5) 景観重要建造物の指定

建築物等の外観が景観上の特徴を有し、良好な景観の形成に重要なものを、「景観重要建造物」として 20 件を指定している。指定後は、外観の修繕等にかかる費用の一部を助成している。

(6) 景観まちづくり地域団体の認定及び助成

一定の地区において、景観の形成を推進する活動を継続している団体を、景観まちづくり団体として認定し、3年間に限り活動費の一部を助成している。

(7) 長崎市都市景観賞

長崎の歴史的背景と地理的特色を生かし、周辺のまちなみに調和した建築物等に対して賞を贈ることにより、市民の景観に対する関心を高め、よりいっそう快適で美しいまちなみを守り育てることを目的としたものである。令和元年度までに21回実施しており、これまでに116作品を表彰している。

(8) 都市サインの整備

都市サインのデザインや体系の再整備を行うため、平成7年3月策定の「長崎市案内・誘導サイン整備基本計画」及び平成26年3月策定の「まちなか誘導案内板整備計画」に基づき、観光面における市街地の主要地区で順次整備を進めている。

■令和2年度末現在の設置数

| | | |
|------|-------|-------|
| 歩行者系 | 案内サイン | 36箇所 |
| | 誘導サイン | 278箇所 |
| 自動車系 | 誘導サイン | 29箇所 |

(9) 屋外広告物

中核市移行に伴い、長崎市屋外広告物条例を平成9年4月に施行し、屋外広告物の許可や指導を行っている。また、令和元年度をもって、違反広告物除却推進員による、簡易広告物の違反広告物除却推進運動を廃止した。令和2年度より、市民からの違反広告物の通報を受け、職員による現地調査、指導、除却を行っている。

屋外広告物許可物件数

| 年 度 | H30年度 | R元年度 | R2年度 |
|-----|-------|-------|-------|
| 件 | 2,752 | 2,747 | 2,756 |

違反広告物簡易除却物件数

| 年 度 | H30年度 | R元年度 | R2年度 |
|-----|-------|------|------|
| 件 | 83 | 85 | 8 |

(10) 公共掲示板

広告物の公的掲示場所を提供することにより、まちの美観維持と文化活動の向上に寄与することを目的に、「ふれあい掲示板」を60基設置している。

(11) 歴史的風致維持向上推進

長崎市歴史的風致維持向上計画（令和2年3月24日主務大臣認定）に基づき、重点区域である東山手・南山手区域において、令和2年8月に重点区域歴史まちづくり協議会として設立された「長崎居留地歴史まちづくり協議会」と連携し、歴史・伝統を守り、磨き、生かすことで、営みと賑わいが共生できるまちづくりを進めている。

(12) 夜間景観整備

夜景の更なる魅力向上を図るため、平成29年5月に策定した環長崎港夜間景観向上基本計画に基づき、「遠景の夜景みがき」と「中・近景の夜間景観づくり」の2つの視点で夜間景観の整備を進めている。

5 地区計画

地区計画は、昭和 55 年の「都市計画法及び建築基準法の一部改正」により創設され、地区または街区を単位として、それぞれの地区の特性に応じたきめ細かな街づくりを行うための都市計画制度の一つである。

地区計画の内容は、住民の総意のもと、道路・公園等の地区施設の配置や規模に関する事項、建築物の形態・用途・敷地に関する事項、土地利用に関する事項などのうち、地区の状況、特性に応じて必要なものを選択して定め、これに基づき開発行為や建築行為等を規制・誘導することにより良好な市街地の形成または保全を図るものである。

本市では、昭和 62 年に「長崎市地区計画等の案の作成手続に関する条例」を制定し、昭和 63 年「八千代町地区計画」の都市計画決定をはじめとして、以降、令和 3 年 3 月「長崎スタジアムシティ地区計画」まで市内 41 地区で地区計画を定めており、今後さらに住民と一体となったまちづくりを進める上での有効な手段として、広範な活用を図っていく。

また、平成 4 年に「長崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例」を制定し、地区計画の内容を建築確認の審査事項に加え、良好な市街地の形成をより確実なものとしている。

6 斜面市街地再生事業

本市は、地形的な制約から車のアクセスが困難な斜面居住地区が市街地の大半を占めている。これらの斜面市街地では、緊急車両のアクセス不可、災害の危険性、市民サービスの低下等の問題を有している。

このような問題の改善に向け、平成 2 年に斜面市街地の整備の基本的な考え方を「長崎市住環境整備方針」としてとりまとめ、平成 3 年度以降、地区ごとのまちづくり計画を策定し、斜面市街地再生事業を進めている。このうち十善寺地区においては、平成 7 年度から事業に取り組み、生活道路が完成した。このほか、7 地区（江平地区、稲佐・朝日地区、南大浦地区、北大浦地区、水の浦地区、岩瀬道・立神地区、立山地区）において、整備中の生活道路については、整備計画に基づき整備を進めているが、そのほかの生活道路については、事業完了までに、長期間、莫大な事業費を要することが予想されることから、現在、地元のみまちづくり協議会や自治会と事業の見直しについて協議を進めている。

7 住宅市街地総合整備事業

住宅市街地総合整備事業は、既成市街地において、快適な居住環境の創出、都市機能の更新、美しい市街地景観の形成等を図りつつ職住近接型の良質な市街地住宅の供給を推進するため、住宅等の建設及び公共施設の整備等を総合的に行う事業である。

（泉・住吉地区）

泉・住吉地区の 11.9ha を対象に、短大・工場・社宅の移転した跡地における土地利用転換と、周辺の道路・公園・下水道等の公共施設の整備を図るため、平成 7 年度に「泉・住吉地区住宅市街地総合整備事業整備計画」を策定し、平成 8 年 7 月に大臣承認を受けた。

住宅等の建設については、平成 10 年度から外語短大跡地の分譲住宅の建設工事に着手し、平成 12 年度に完成している。また、公共施設の整備についても、平成 10 年度から都市計画道路、雨水幹線工事、平成 16 年度からは市道の拡幅工事に着手しており、平成 22 年度までに全てが完成している。

[事業概要]

- ① 対象地区 住吉町、花丘町、泉1丁目及び2丁目の各一部 約11.9ha
整備計画の大臣承認 平成8年度
- ② 拠点地区 短大跡地、工場跡地、社宅跡地 約2.0ha
- ③ 計画概要 ○住宅供給計画（平成12年度完成）
- ・短大跡地（県公社） : 120戸
 - ・工場・社宅跡地（民間等） : 110戸
- 公共施設整備計画
- ・都市計画道路住吉町高田郷線 : L=820m W=13m 拡幅整備（平成22年度完成）
 - ・泉町公園（近隣公園） : A=1.06ha 再整備（平成15年度完成）
 - ・住吉公園（街区公園） : A=0.44ha 再整備（平成14年度完成）
 - ・岩屋6号雨水幹線 : L=445m 雨水幹線新設（平成21年度完成）
 - ・花丘町住吉町線 : L=106m W=9m 拡幅整備（平成21年度完成）

（滑石地区）

滑石地区は、市内中心部から北北西へ7～8kmに位置し、かつてニュータウンとして開発された住宅市街地である。

当地区は、開発後50年を経過しつつあり、公的住宅の老朽化に伴い居住水準の向上やニーズに対応した建替え及び公共施設の整備を中心とした居住環境の再整備が課題となっている。

このことから、公的住宅団地の建替えによる良質な市街地住宅の供給に併せて、道路・河川・公園等を再整備すると共に、アーバンデザインの観点から民間住宅や商業施設の更新及び景観形成を誘導する。

[事業概要]

- ① 対象地区 滑石3、4、5、6丁目、横尾1丁目及び大園町の一部 約112ha
整備計画の大臣承認 平成17年度
- ② 拠点地区 約24.5ha
- ③ 計画概要 ○住宅供給計画（約2,440戸）
- A工区～H工区 長崎県、長崎市、長崎県公社、特定施行者
- 公共施設整備計画
- ・都市計画道路滑石町線 : L=850m W=30m 拡幅整備
 - ・大井手川 : L=2,150m 再整備
 - ・滑石中央公園（街区公園） : A=0.25ha 再整備（平成14年度完成）
 - ・北陽公園（街区公園） : A=0.31ha 再整備（平成16年度完成）
 - ・大園公園（街区公園） : A=0.18ha 再整備

8 中心市街地の再生

中島川や大浦川の両岸に広がり、歴史的な文化や伝統を数多く残し、様々な都市機能が集中している古くからの市街地、いわゆる「まちなか」は、個性ゆたかな長崎を牽引してきた地域であるが、近年、社会状況の変化等も相まって、その求心力を失いつつある。

このような背景から、専門家や市民等で構成される「まちなか再生計画策定検討委員会」からの提案を踏まえ、平成 20 年 12 月に、「まちなか再生の行動に関する基本方針」を策定し、道路や交通、景観と地域文化、まちなか居住と賑わいの創出などの諸問題に対応しつつ、自主まちづくりや重点施策等の展開を図りながら、長崎ならではの「まちなか再生」を推進している。

特に、新大工方面から大浦方面に至る一本道、いわゆる“まちなか軸”を「長崎の歴史・文化の軸」と捉え、軸上に位置するそれぞれの地域の個性を活かしつつ、魅力をさらに磨くとともに、デザイン性に優れ、バリアフリーなどの快適性を備えたまちづくりに取り組むこととし、平成 24 年 12 月に「まちぶらプロジェクト」を策定し、平成 25 年度から実施している。

また、平成 18 年 6 月に中心市街地活性化法が改正され、国による選択と集中の考え方のもと中心市街地活性化基本計画が認定制に移行していることから、本市においても、市街地の整備改善、まちなか居住の推進、商業の活性化等を目的として、基本計画の認定に向けた取り組みを進め、平成 27 年に認定を受けた第 1 期計画に続き、令和 2 年 3 月に「第 2 期長崎市中心市街地活性化基本計画」を策定し内閣総理大臣による認定を受けた。

9 唐人屋敷顕在化事業

唐人屋敷跡は、日本と中国の交流の歴史において大きな意味を持つことから、まちづくりの方向性を示した「都市計画マスタープラン」や「新地・十善寺地区まちづくりマスタープラン」の中にも歴史を活かした地区として位置づけられている。

こうした地区の整備の方向性を踏まえ、平成 12 年度の長崎市唐人屋敷跡活用検討協議会からの「唐人屋敷跡の活用に関する提言」および、平成 14 年度の長崎市唐人屋敷顕在化事業推進会議からの「唐人屋敷顕在化事業の推進に関する助言」に基づき、平成 13 年度から、具体的な事業に着手し、歴史を活かした観光拠点の整備、居住環境の整備などを図るため、道路、広場、拠点施設などの整備や、沿道建築物等の修景に対して、経費の一部を助成するまちなみ整備助成事業を行うとともに、まち歩きなどのソフト事業についても地域住民と一体となって推進している。

これまでに四隅モニュメント、天后堂前広場、唐人屋敷象徴門（誘導門、大門）、十善寺地区まちづくり情報センター、蔵の資料館等が完成している。現在、土神堂前広場の整備を進めている。

10 老朽危険空き家対策事業

老朽危険空き家対策事業では、長年放置され老朽化し、倒壊等の危険性がある空き家のうち、所有者からその建物及び土地の寄附が受けられる等の条件を満たすものについて除却し、跡地をポケットパーク等の公共性のあるものとして整備し、その日常的な管理を地元自治会に委ねている。当初は、特に整備が必要な既成市街地（約 1,070ha、105 町丁目）を対象区域としていたが、平成 24 年度からは、既成市街地

(約 3,900ha、330 町丁目) に区域を拡大し、令和 2 年度からは、全市域を対象区域としている。

この事業は、平成 18 年度から地域住民の安全性の向上と地域コミュニティの支援を目的として創設され、平成 19 年度から地域住宅交付金（平成 22 年度から社会資本整備総合交付金、平成 29 年度から空き家対策総合支援事業補助金に移行）を活用している。

また、5 年間に事業期間として始めた事業であるが、地域住民の事業に対する評価が高いことから、事業期間を延長し、住環境整備の推進を図っている。

| 年 度 | 申込件数 | 除却件数 | 備 考 |
|--------|------|------|-----|
| H18～R元 | 582 | 52 | - |
| R2 | 7 | 1 | - |
| 計 | 589 | 53 | - |

住 居 表 示

住居表示に関する法律（昭和37年5月10日法律第119号）に基づき本市では、昭和38年中島川から長崎駅周辺の復興土地区画整理第1工区及びその周辺地区について、第1回目の町界町名整理と住居表示を実施し、次に掲げているように61回に渡って関係者の協力を得ながら、住居表示の実施並びにこれと関連した町界町名の整理を行ってきた。

1 進捗率

（令和3年4月1日現在）

| 区 分 | 面 積 | | 世 帯 数 | | 町 数 | |
|---------|---------|------------------|------------|------------|--------------|-----|
| ①実施済区域 | 41.884 | k m ² | 進捗率 | 143,711 世帯 | 進捗率 | 325 |
| ②市内全域 | 405.860 | k m ² | ①/② 10.32% | 206,548 世帯 | ① / ② 69.58% | 478 |
| ③市街化区域 | 62.680 | k m ² | ①/③ 66.82% | | | - |
| ④全体計画区域 | 43.013 | k m ² | ①/④ 97.38% | 148,244 世帯 | ① / ④ 96.94% | 336 |

2 住居表示の実施状況

| 実施年月日 | 町 名 | 実施面積 (k m ²) | 世帯数 | 町数 | |
|-------|----------|-----------------------------|-------|--------|----|
| 1 | S38.11.1 | 江戸町外15町 | 0.942 | 3,778 | 16 |
| 2 | S39.2.1 | 西坂町外7町 | 0.590 | 2,727 | 8 |
| 3 | S39.4.1 | 出島町、新地町 | 0.180 | 755 | 2 |
| 4 | S39.7.1 | 大橋町外10町 | 1.196 | 7,503 | 11 |
| 5 | S39.10.1 | 目覚町外6町 | 0.781 | 4,513 | 7 |
| 6 | S39.12.1 | 松山町外8町 | 1.258 | 6,135 | 9 |
| 7 | S40.4.1 | 坂本町外9町 | 1.014 | 6,673 | 10 |
| 8 | S40.11.1 | 稲佐町外13町 | 1.212 | 4,579 | 14 |
| 9 | S41.3.1 | 淵町外12町 | 1.527 | 8,220 | 13 |
| 10 | S41.11.1 | 八幡町外13町 | 0.600 | 4,936 | 14 |
| 追加 | S47.11.1 | 淵町、江の浦町、平戸小屋町（追加分） | 0.135 | - | - |
| 11 | S48.4.1 | 高平町外28町 | 1.949 | 10,394 | 29 |
| 12 | S48.2.1 | 五島町、樺島町、元船町 | 0.176 | 1,272 | 3 |
| 13 | S48.11.1 | 松が枝町、相生町、上田町、出雲1・2丁目 | 0.332 | 1,312 | 5 |
| 14 | S49.3.1 | 南山手町外7町 | 0.404 | 1,644 | 8 |
| 15 | S49.12.1 | 川上町外6町 | 0.535 | 2,098 | 7 |
| 16 | S51.6.1 | 滑石1丁目外10町 | 1.919 | 9,684 | 11 |
| 17 | S52.9.1 | 新中川町外11町/八幡町（追加分） | 1.334 | 3,982 | 12 |
| 18 | S53.6.1 | 西山台1・2丁目 | 0.319 | 784 | 2 |
| 19 | S54.1.1 | 鶴見台1・2丁目 | 0.236 | 899 | 2 |
| 20 | S55.11.1 | 横尾1~5丁目/滑石3丁目（追加分） | 0.712 | 2,577 | 5 |
| 21 | S56.11.1 | 伊勢町外14町 | 1.067 | 4,867 | 15 |
| 22 | S57.6.1 | 三景台町 | 0.160 | 428 | 1 |
| 23 | S58.10.1 | 女の都2~4丁目 | 0.564 | 1,758 | 3 |
| 24 | S59.3.1 | かき道2・3丁目 | 0.540 | 1,284 | 2 |
| 25 | S59.8.1 | 鶴の尾町 | 0.126 | 426 | 1 |
| 26 | S59.10.1 | 平山台1・2丁目 | 0.400 | 876 | 2 |
| 27 | S60.9.1 | 大宮町（追加分） | 0.021 | - | - |
| 28 | S60.10.1 | 鳴見台1・2丁目 | 0.627 | 1,642 | 2 |
| 29 | S62.3.2 | 城山台1・2丁目/金堀町（追加分） | 0.777 | 1,223 | 2 |
| 30 | S63.6.6 | 葉山1・2丁目、岩屋町、エミネント葉山町 | 0.795 | 3,402 | 4 |
| 31 | H元.2.6 | 下西山町 | 0.055 | 238 | 1 |

| 実施年月日 | 町名 | 実施面積 (k m ²) | 世帯数 | 町数 | |
|-------|-------------|--------------------------------|----------|----------|-----|
| 32 | H元. 12. 4 | 立山 1~5 丁目 | 0. 470 | 1,053 | 5 |
| 33 | H 2. 10. 8 | かき道 4・6 丁目 | 0. 333 | 789 | 2 |
| 追加 | H 2. 10. 8 | 元町外 4 町 (追加分) | 0. 140 | - | - |
| 34 | H 3. 2. 4 | ダイヤモンド 1~4 丁目 | 1. 038 | 2, 157 | 4 |
| 35 | H 4. 2. 3 | 新戸町 1 丁目外 5 町/若竹町外 1 町 (追加分) | 0. 965 | 2, 857 | 6 |
| 36 | H 4. 8. 3 | 坂本 2 丁目外 3 町/本尾町外 3 町 (追加分) | 0. 845 | 1, 267 | 4 |
| 37 | H 5. 8. 2 | 界 1・2 丁目 | 0. 332 | 1, 057 | 2 |
| 38 | H 5. 11. 1 | 大手 2・3 丁目/石神町外 1 町 (追加分) | 0. 288 | 938 | 2 |
| 39 | H 6. 2. 28 | 上銭座町外 2 町/天神町外 2 町 (追加分) | 0. 400 | 738 | 3 |
| 39 | H 6. 2. 28 | 西町、緑が丘町 | 0. 286 | 1, 079 | 2 |
| 39 | H 6. 2. 28 | かき道 1・5 丁目 | 0. 345 | 965 | 2 |
| 40 | H 6. 10. 31 | 赤迫 1 丁目外 7 町/泉 1 丁目外 2 町 (追加分) | 0. 741 | 3, 874 | 8 |
| 40 | H 6. 10. 31 | つつじが丘 1~5 丁目 | 0. 367 | 1, 205 | 5 |
| 41 | H 7. 2. 6 | 上西山町、西山本町、西山 1~3 丁目 | 0. 732 | 2, 348 | 5 |
| 42 | H 7. 10. 30 | 田上 1 丁目外 5 町/樵の木町外 1 町 (追加分) | 0. 836 | 1, 914 | 6 |
| 43 | H 8. 2. 5 | 錦 1~3 丁目 | 0. 202 | 1, 032 | 3 |
| 43 | H 8. 2. 5 | 寺町/高平町、愛宕 1・2 丁目 (追加分) | 0. 413 | 79 | 1 |
| 44 | H 9. 11. 4 | 三景台町、錦 3 丁目 (追加分) | 0. 040 | - | - |
| 45 | H10. 3. 2 | 東立神町外 3 町/東琴平 1 丁目外 2 町 (追加分) | 1. 007 | 655 | 4 |
| 46 | H10. 10. 5 | 上戸町 1~4 丁目 | 0. 371 | 1, 323 | 4 |
| 47 | H11. 11. 8 | 国分町外 4 町/梁川町外 3 町 (追加分) | 0. 839 | 1, 960 | 5 |
| 48 | H12. 2. 7 | 稲佐町外 3 町 (追加分) | 0. 292 | - | - |
| 49 | H13. 2. 5 | 京泊 1 丁目外 4 町/大園町 (追加分) | 1. 829 | 2, 317 | 5 |
| 50 | H14. 1. 15 | 三原 1 丁目外 2 町/西山台 1 丁目 (追加分) | 0. 832 | 3, 239 | 3 |
| 追加 | H14. 10. 9 | 片淵 3 丁目 (追加分) | 0. 029 | - | - |
| 51 | H15. 1. 14 | 本河内 1~3 丁目 | 0. 682 | 1, 340 | 3 |
| 52 | H16. 1. 13 | 小江原 1~5 丁目 | 1. 395 | 3, 384 | 5 |
| 53 | H16. 10. 12 | 春木町外 6 町/岩見町 (追加分) | 1. 524 | 3, 440 | 7 |
| 追加 | H17. 4. 22 | 出島町外 1 町 (追加分) | 0. 107 | - | - |
| 54 | H18. 3. 20 | 愛宕 4 丁目/弥生町外 2 町 (追加分) | 0. 279 | 338 | 1 |
| 55 | H18. 6. 19 | 小菅町 (追加分) | 0. 076 | - | - |
| 56 | H19. 1. 9 | 銀屋町、東古川町 (旧町名復活) | (0. 024) | (303) | 2 |
| 57 | H20. 1. 15 | けやき台町外 2 町/出雲 1 丁目外 3 町 (追加分) | 0. 541 | 590 | 3 |
| 58 | H20. 2. 2 | 矢上町/かき道 1 丁目 (追加分) | 0. 604 | 917 | 1 |
| 59 | H21. 1. 13 | 泉 1 丁目 (追加分) | 0. 108 | - | - |
| 60 | H22. 7. 20 | 船大工町 (旧町界への変更) | (0. 008) | (30) | - |
| 61 | H23. 1. 11 | 新戸町 4 丁目 | 0. 113 | 247 | 1 |
| 計 | | | 41. 884 | 143, 711 | 325 |

※ 世帯数は、令和3年4月1日現在の数であり、住居表示を追加実施した町の世帯数については、初回に実施した回数に一括で記載している。

※ 住居表示の実施により消滅した町名が、後年、復活した場合、その町の面積及び世帯数については、消滅した時点で計上されているため、復活した時点では（ ）で表示し、集計しないこととする。

住居表示を一部実施している町 (未実施区域が残る町)

青山町、秋月町、飽の浦町、油木町、出雲 2 丁目、出雲 3 丁目、入船町、岩屋町、大谷町、大鳥町、片淵 3 丁目、片淵 4 丁目、片淵 5 丁目、上戸町 4 丁目、川上町、小菅町、昭和 3 丁目、白木町、新戸町 3 丁目、田上 1 丁目、田上 3 丁目、戸町 2 丁目、滑石 4 丁目、鳴滝 3 丁目、虹が丘町、西山 1 丁目、西山台 2 丁目、星取 2 丁目、本河内 3 丁目、水の浦町、八つ尾町 (計 3 1 町)

地 籍 調 査

地籍調査とは、国土調査法に基づく国土調査の一つで、一筆ごとの土地の所有者、地番及び地目の調査並びに境界の確認・測量及び面積の測定を行うものである。調査の結果は、地図（地籍図）と簿冊（地籍簿）として取りまとめられ、この写しが法務局に送られることで、法務局の登記簿と地図が更新されることになる。

長崎市では、合併前にすでに調査を完了している香焼、野母崎、三和、外海、琴海の各地区を除いて、市内全域において地籍調査を実施することとし、平成 22 年度から調査を進めている。

地籍調査の実施地区は、町単位を基本とするが、面積が大きい町は分割し、小さい町は複数の町で 1 地区を構成する。1 地区につき 3、4 年をかけて調査を行うことになる。

なお、地籍調査を実施することで、土地境界をめぐるトラブルの未然防止や災害復旧の迅速化、公共事業の効率化などへの効果が期待される。

(1) 進捗状況

(R3. 3. 31)

| 調査対象面積 | 調査済（換算）面積 | 進捗率 |
|------------------------|------------------------|-------|
| 388.09 km ² | 169.36 km ² | 42.8% |

(2) 実施地区

| 令和 2 年度までの調査完了地区 | 令和 3 年度実施予定地区 |
|--|---|
| 香焼、野母崎、三和、外海、琴海の各地区、古賀町の一部、松原町の一部、西山台 1・2 丁目、つつじが丘 1 丁目～5 丁目、中里町の一部、船石町の一部、東町の一部、天神町、浜平 1 丁目、御船蔵町、田中町の一部、緑が丘町、江里町、白鳥町、塩浜町、入船町、飽の浦町、秋月町、幸町、宝町、八千代町、銭座町、星取 1 丁目、川上町、椎の木町、小江原 3 丁目、小江町の一部、立山 1～4 丁目、三原 2 丁目、西町、稲佐町、油木町、千々町の一部、稲田町、中新町、十人町、館内町、水の浦町、大谷町、坂本 2・3 丁目、目覚町、緑町、上銭座町、大鳥町、丸尾町、元町、日の出町、高丘 1・2 丁目、立山 5 丁目、浜平 2 丁目、磯道町の一部 | 城栄町、城山町、旭町、弁天町、飯香浦町の一部、曙町、光町、淵町、立岩町、虹が丘町、青山町、大崎町の一部、宮摺町の一部、八景町、田上 2 丁目、大浦町、東山町、下町 |

交 通 対 策

本市の主要幹線道路は、東方向から国道 34 号（日見街道）、国道 34 号長崎バイパス、西方向から国道 202 号（外海～長崎駅前～都心）、北方向から国道 206 号（琴海～横道～赤迫～都心）、また南方向から国道 324 号（茂木街道）、一般国道 499 号（野母～江川～都心）が、いずれも市街地部に迫る山々の谷あいや海岸を走り、都心部に集まる一点集中型の道路体系（放射線型）となっていた。そのために、放射環状型の幹線道路網の整備に取り組んでいる。

1 幹線道路の整備状況

| 路 線 名 | 概 要 |
|-------------------------------|--|
| 九州横断自動車道 長崎大分線 (長崎自動車道) | 長崎市～大分市 延長 254km 幅員 22.0m (4車線) 長崎多良見 I C～武雄北方 I C 延長約 56km H2 年 1 月供用開始 (うち長崎多良見 I C～大村 I C S57 年 11 月供用開始) 長崎 I C～長崎多良見 I C 延長約 11.3km (2車線) H16 年 3 月供用開始 長崎芒塚 I C～長崎多良見 I C 延長約 8.3 km R1 年 6 月 全線 4 車線運用開始 長崎 I C～長崎芒塚 I C 延長約 3.0 km R3 年度 4 車線化完了予定 |
| 長崎外環状線 | 時津町～江川町 延長約 22.2km 幅員 19.0m (4車線) S50 年 12 月都市計画決定 時津町～川平町 (川平有料道路) 延長約 4.7km (2車線) H2 年 7 月供用開始 川平町～西山 (代替ルート) 延長約 3.8km (2車線) H3 年 3 月供用開始 早坂町～田上 3 丁目 延長約 1.3km (2車線) H15 年 3 月供用開始 田上 3 丁目～新戸町 延長約 2.5km (2車線) H23 年 2 月供用開始 新戸町～江川町 延長約 5.2km (2車線) H28 年 4 月事業化 |
| 一般国道 34 号 日見バイパス | 田中町～馬町 延長約 7.1km 幅員 25.0～35.0m S52 年 10 月・S55 年 3 月都市計画決定 本河内～芒塚町 延長約 2.3km 幅員 25.0m H11 年 11 月 暫定 2 車線で供用開始 妙相寺～奥山 延長約 1.3km 幅員 25.0m H18 年 3 月 4 車線供用開始 本河内町～芒塚町 (新日見トンネル) 延長 1.6km R3 年 3 月 4 車線供用開始 |
| 浦上川線 | 松山町～茂里町 延長約 0.9km 幅員 16.5～34.0m H元年度供用開始 茂里町～元船町 延長約 2.4km 幅員 16.5～40.0m H22 年 11 月供用開始 |
| 一般国道 499 号 | H3 年 3 月都市計画決定 小ヶ倉町 2 丁目～平山町 延長約 5.4km 幅員 19.0m (4車線) 江川町～平山町 延長約 2.5km 幅員 25.0m H23 年 3 月供用開始 平山町～布巻町 延長約 1.3km 幅員 22.0m R5 年度供用目標 蚊焼町 延長約 0.6km 幅員 14.5m H24 年 3 月供用開始 蚊焼町～黒浜町 延長約 2.1 km 幅員 9.75m R3 年度供用目標 |
| 一般国道 324 号 出島バイパス | 新地町～早坂町 延長約 3.4km 幅員 20.0m (4車線) H3 年 3 月都市計画決定 H16 年 3 月供用開始 |
| 女神大橋線 | 新戸町～大浜町 延長約 5.0km 幅員 25.0m (4車線) H3 年 12 月都市計画決定 戸町 4 丁目～大浜町 延長約 4.0km H17 年 12 月供用開始 新戸町～戸町 4 丁目 延長約 1.1km H20 年 3 月供用開始 |
| 一般県道伊王島香焼線 (伊王島大橋) | 伊王島町 2 丁目～香焼町 延長約 2.7km 幅員 10.0m (2車線) H23 年 3 月供用開始 |

2 自動車保有台数

種類別車両数（長崎市統計資料、長崎運輸支局調）

（各年3月末）

| 車種 | 年次 | H27 | H28 | H29 | H30 | R元 |
|------|----|--------|----------|----------|----------|----------|
| | 合計 | | 266,497台 | 265,241台 | 265,058台 | 262,597台 |
| 貨物 | | 8,279 | 7,958 | 8,297 | 8,063 | 8,290 |
| 乗用 | | 95,536 | 94,964 | 95,510 | 94,510 | 94,108 |
| バス | | 1,329 | 1,313 | 1,355 | 1,308 | 1,305 |
| 軽自動車 | | 97,071 | 98,128 | 98,648 | 99,333 | 99,859 |
| 二輪車類 | | 60,990 | 59,661 | 57,907 | 56,113 | 54,508 |
| その他 | | 3,292 | 3,217 | 3,341 | 3,270 | 3,372 |

※ 軽自動車は軽二輪を除く。

※ 二輪車類は原動機付自転車（125cc以下）、軽二輪（125～250cc）、小型二輪（250cc超）の合計。

3 主要地点の交通量（H27年度全国道路交通情勢調査、12時間・24時間の自動車類台数）

| 路線 | 地点 | 車線数 | 自動車類(12h) | | | 自動車類(24h) | | |
|--------|------------|-----|-----------|-------|--------|-----------|-------|--------|
| | | | 小型車 | 大型車 | 計 | 小型車 | 大型車 | 計 |
| 206号 | 六地蔵前 | 4 | 30,780 | 2,773 | 33,553 | 39,273 | 5,017 | 44,290 |
| 202号 | 長崎駅前 | 6 | 35,634 | 6,752 | 42,386 | 50,558 | 8,137 | 58,695 |
| 202号 | 稲佐町 | 4 | 10,818 | 1,588 | 12,406 | 13,573 | 2,059 | 15,632 |
| 324号 | 愛宕3丁目 | 2 | 7,524 | 551 | 8,075 | 10,074 | 666 | 10,740 |
| 34号 | 新大工町 | 4 | 27,616 | 2,442 | 30,058 | 34,893 | 4,182 | 39,075 |
| 34号 | 田中町 | 2 | 9,349 | 1,399 | 10,748 | 12,442 | 1,904 | 14,346 |
| 長崎バイパス | 間の瀬IC～川平IC | 4 | 24,176 | 2,346 | 26,522 | 31,188 | 2,903 | 34,091 |
| 499号 | 松が枝町 | 6 | 24,878 | 3,043 | 27,921 | 31,629 | 4,668 | 36,297 |

4 公共輸送機関別輸送状況（長崎市統計資料）

| 区分 | 輸送量（人／日） | | | | | 輸送量分担率（％） | | | | |
|------|----------|---------|---------|---------|---------|-----------|-------|-------|-------|-------|
| | H27 | H28 | H29 | H30 | R元 | H27 | H28 | H29 | H30 | R元 |
| 合計 | 242,405 | 233,781 | 228,826 | 223,595 | 212,698 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| バス | 140,118 | 135,841 | 132,838 | 128,803 | 122,208 | 57.8 | 58.1 | 58.1 | 57.6 | 57.5 |
| 路面電車 | 48,346 | 45,623 | 45,859 | 46,509 | 44,813 | 19.9 | 19.5 | 20.0 | 20.8 | 21.1 |
| 鉄道 | 16,435 | 16,014 | 15,896 | 15,760 | 15,392 | 6.8 | 6.9 | 6.9 | 7.1 | 7.2 |
| タクシー | 37,506 | 36,303 | 34,233 | 32,523 | 30,285 | 15.5 | 15.5 | 15.0 | 14.5 | 14.2 |

※ バス・路面電車・鉄道は各年度末の集計、タクシーは各年12月末の集計。

※ 本市の平均運行速度 バス約15km/h 路面電車約15km/h

5 交通管制センター

長崎交通管制センターは、県警察本部内にあり、昭和 53 年 4 月 1 日から運用を開始し、コンピュータによる交通信号機のコントロールと交通情報の収集・提供を行い、交通の安全と円滑を図っている。

道路交通情報については、車両感知機等で交通渋滞状況等を収集し、交通情報板やラジオ放送などでドライバーに提供している。

また、コンピュータの自動判断による「宝町交差点 1km渋滞」といった交通渋滞情報や「長崎駅まで約 10 分」といった旅行時間情報の道路交通情報板による提供や、カーナビゲーション搭載車に交通渋滞情報を提供し、イライラ運転による交通事故防止や迂回誘導による交通渋滞緩和を図っている。

6 バス専用レーン

朝タラッシュ時における路線バスの定時性を確保するため、昭和 53 年 10 月 1 日からバス専用レーンが設定された。

区間は、県庁～市役所～長崎駅、大波止～長崎駅、NHK 前～松山町間でスタートしたが、その後、中心部向けが岩屋橋まで延長され、現在 8 区間、約 8.8km となっている。

時間帯は午前 7 時～9 時の間は中心部へ向けて、午後 5 時～7 時までの間は郊外へ向けて実施し、日曜・休日は実施していない。レーン内は路線バス、通学・通園・通勤バス、二輪車、回送バス、観光バスが通行でき、夕方は実車タクシーも乗り入れ可能である。

7 マイカー自粛運動

この運動は、マイカー通勤・通学者が、バス・電車・鉄道等大量公共輸送機関を利用することにより、通勤・通学時間帯における道路交通の混雑の緩和を図るとともに、道路環境の保全とあわせて交通安全の推進に寄与することを目的として、昭和 56 年から開始し、昭和 61 年からは、ゴールデンウィーク期間に呼応して実施しており、毎年市内主要官公庁に対して本運動についての協力を要請するとともに、交通情報板等を活用して市民にもマイカー自粛を呼びかけている。

8 九州新幹線西九州ルート

〈目的〉

全国の高速度交通体系の主軸として国土の背骨を形成し、国土の均衡のとれた発展と西九州地域の一体的振興を促すとともに本市をはじめとする長崎県勢の浮揚を図る。

〈概要〉

- ・ 区 間 長崎市～福岡市 総延長約 143km
- ・ 認 可 区 間
 - 武雄温泉～長崎間（西九州新幹線）
 - 延 長 約 66km（工事延長約 67km）
 - 事 業 費 約 6,197 億円
 - 駅 の 位 置 武雄温泉駅（併設）、嬉野温泉駅（新設）
新大村駅（新設）、諫早駅（併設）、長崎駅（併設）
 - 線 路 規 格 標準軌
 - 認 可 日 平成 24 年 6 月 29 日（工事实施計画（その 1））
平成 29 年 5 月 19 日（工事实施計画（その 2））
 - 変 更 認 可 平成 31 年 4 月 12 日（工事实施計画の変更認可）
 - 認 可 内 容 用地、土木構造物関係（工事实施計画（その 1））
軌道、電気、信号・通信、車両検修などの開業設備（工事实施計画（その 2））
工事費の変更 約 5,009 億円→約 6,197 億円（変更認可）
 - 完成予定時期 工事实施計画（その 1）認可日から概ね 10 年後

〈これまでの経緯〉

九州新幹線西九州ルートについては、昭和 48 年の整備計画決定以来、これまで多くの関係者の積極的な取り組みが続けられた結果、平成 24 年 6 月に、武雄温泉～長崎間を軌間可変電車方式（フリーゲージトレイン）により整備する内容の認可がなされた。

しかしながら、フリーゲージトレインの導入は平成 30 年 7 月に断念するに至り、令和 4 年度秋頃の西九州新幹線の開業時には、武雄温泉駅でフル規格新幹線と在来線特急を同じホームで乗り換える対面乗換方式（リレー方式）による運行が決定している。

現在は、新幹線の効果が最大限発揮されるよう、地域の魅力や個性を活かしたまちづくりに取り組む必要があることから、長崎駅周辺で実施されている連続立体交差事業や土地区画整理事業との連携を図りながら、東アジアの陸の玄関口にふさわしい長崎駅周辺のまちづくりに取り組んでいるところである。

9 JR長崎本線連続立体交差事業

JR長崎本線連続立体交差事業は、鉄道の高架化による東西市街地の一体化や、踏切除却による交通混雑や踏切事故の解消を図るとともに、西九州新幹線（長崎～武雄温泉）及び長崎駅周辺土地区画整理事業と一体となって長崎駅周辺地区の再整備を行うもので、平成 21 年度に事業認可を取得し本格的に事業に着手しており、令和 2 年 3 月末、在来線高架切替え（新駅舎開業）が完了した。

【JR長崎本線連続立体交差事業の概要】

- ・事業主体 長崎県
- ・事業区間 松山町～尾上町 約 2.5 km
- ・工事方法 仮線方式
- ・除却踏切 竹岩橋踏切、梁川橋踏切、宝町踏切、幸町踏切
- ・高架化駅 長崎駅、浦上駅
- ・事業期間 平成 21 年度～令和 3 年度
- ・総事業費 約529億円

駐 車 場

本市中心市街地では、これまで、駐車対策を推進するために、昭和42年に都心部158haを駐車場整備地区に指定し、市営桜町駐車場、市民会館地下駐車場及び松が枝町駐車場の3箇所の都市計画駐車場を含む4箇所の市営駐車場を供用した。その後、昭和49年に松が枝地区、平成6年には住吉地区と浦上地区の駐車対策を推進するために駐車場整備地区の拡大を行い、現在341haを指定している。

また、民間施設の駐車対策として昭和45年には「長崎市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例」を定め、一定規模以上の建物に駐車場の設置を義務付けた。この条例は、附置義務基準の強化と適用地区の拡大を図るため平成5年3月に全部改正、平成13年6月には、荷捌きのための駐車施設の附置を義務付ける改正を行った。

また、平成6年10月には、駐車場法に基づき駐車場整備地区内における駐車場整備の基本方針、目標等を定めた「長崎市駐車場整備計画」を策定し、平成6年8月に平和公園駐車場、平成8年4月に桜町駐車場（増設）、平成10年9月に茂里町地下駐車場を供用した。平成18年4月には市営松山町駐車場、松が枝町第2駐車場を供用し、さらに、長崎駅周辺土地区画整理事業により、令和2年3月に長崎駅西口自動車整理場を供用した。

また、市営茂里町地下駐車場を地下機械式から平面自走式に変更する再整備を行い、市営茂里町駐車場として、令和3年2月に供用した。

1 市営駐車場

(R3年4月1日現在)

| 名称 区分 | 桜町駐車場 | 市民会館 地下駐車場 | 松が枝町 駐 車 場 | 松が枝町 第2駐車場 | 平和公園 駐 車 場 | 茂 里 町 駐 車 場 | 松山町駐車場 | 長崎駅西口自 動 車 整 理 場 |
|--------------------------|---------------------|-----------------------|--|------------------------------|-----------------------------------|----------------|------------------------------|----------------------|
| 施 設 構 造 | 鉄骨鉄筋コン クリート2階建 | 鉄筋コンクリート 地下2層式 | 鉄筋コンクリート 地下1層式 広場式1箇所 | 鉄筋コンクリート 地上2階地下1階式 | 鉄骨鉄筋コンク リート 地下1層式 広場式2箇所 | 平面式 | 鉄筋コンクリート 地上2階地下1階式 | 平面式 |
| 駐 車 場 面 積 | 3,688.8㎡ | 6,617.3㎡ | 3,878.8㎡ | 4,200㎡ | 7,384㎡ | 2,770㎡ | 9,300.88㎡ | |
| 収 容 台 数 | 普通車 170台 二輪車 44台 | 普通車 168台 二輪車 73台 | バス 15台 マイクロバス 1台 普通車 40台 二輪車 5台 | バス 11台 普通車 98台 二輪車 17台 | バス 32台 普通車 88台 二輪車 6台 | 普通車 135台 | バス 10台 普通車 292台 | 普通車 18台 |
| 事 業 費 | 7億4,395万円 | 4億799万円 | 6億3,825万円 | 30億円 | 約44億4,491万円 | 2億2,064万円 | 28億3,000万円 | 2,330万円 |
| 供 用 開 始 | 平成8年4月1日 | 昭和49年1月14日 | 昭和51年7月1日 | 平成2年3月 | 平成6年8月1日 | 令和3年2月1日 | 平成9年11月3日 | 令和2年3月28日 |
| R2年度実績 (1日平均 利用台数) | 普通車 420台 | 普通車 129台 | 普通車 20台 バス(マイクロ含む) 8台 | 普通車 83台 バス(マイクロ含む) 1台 | 普通車 81台 バス(マイクロ含む) 10台 | | 普通車 311台 バス(マイクロ含む) 1台 | 普通車 31台 |
| 管 理 | 株式会社 ビバホーム | 株式会社 トラスティ建 物管理 | デンゲングループ 株式会社ガードサービス長崎 | | 株 式 会 社 司コーポレー ション | 株式会社 長南 | 株式会社 城保安警備 | 株式会社 ファーストス ター |

2 市営駐車場の使用料

(1) 桜町駐車場

(R3. 4. 1 適用)

| 種別 車種 | 昼間駐車料金 | | | | | 夜間 駐車 料金 | 定期駐車料金 | |
|------------------------|------------------|--------------------|------------------|--------------------|--------------------------|----------------|-------------|--|
| | 平日 | | 休日 | | | | 全日 | 昼間 (午前8時から午後7時まで) 又は 夜間 (午後6時から翌日の午前8時まで) |
| | 最初の 30分 まで | その後 30分 までごと | 最初の 30分 まで | その後 30分 までごと | 2時間 30分を 超える 場合 | | | |
| | | | | | | | | |
| 普通自動車 小型自動車 軽自動車 | 円 140 | 円 130 | 円 140 | 円 130 | 円 730 | 円 830 | 円 19,420 | 円 14,020 |

(2) 市民会館地下駐車場

(R3. 4. 1 適用)

| 種別 車種 | 昼間駐車料金 | | 夜間 駐車 料金 | 定期駐車料金 | |
|------------------------|--------------|----------------|----------------|-------------|--|
| | 最初の30分 まで | その後30分 までごと | | 全日 | 昼間 (午前8時から午後7時まで) 又は 夜間 (午後6時から翌日の午前8時まで) |
| 普通自動車 小型自動車 軽自動車 | 円 140 | 円 130 | 円 830 | 円 19,420 | 円 14,020 |

(3) 松が枝町駐車場

(R3. 4. 1 適用)

| 種別 車種 | 昼間駐車料金 | | 夜間駐車料金 |
|------------------------|------------|------------|-------------------------|
| | 最初の1時間まで | その後30分までごと | 夜間 (午後5時から翌日の午前8時まで) |
| バス | 円 1,500 | 円 750 | 円 1,040 |
| マイクロバス | 750 | 370 | 1,040 |
| 普通自動車 小型自動車 軽自動車 | 300 | 140 | 830 |

(4) 平和公園駐車場

(ア) 地上部分

(R3. 4. 1 適用)

| 種別 (入出庫1回 につき) 車種 | 午前7時から午後8時までの1日当たりの駐車料金 | | | | 午後8時から翌日の午前 7時までの駐車料金 |
|----------------------------|-------------------------|------------------------|------------------------|---------------|--------------------------|
| | 1時間まで | 1時間を 超え1時間 30分まで | 1時間30分 を超え 2時間まで | 2時間を 超える場合 | |
| 普通自動車 小型自動車 軽自動車 | 260円 | 380円 | 510円 | 620円 | 1時間につき 70円 |

(イ) 地下部分

a バス及びマイクロバス

(R3. 4. 1 適用)

| 種別 車種 | 昼間駐車料金 | | 夜間駐車料金 |
|----------|--------|-----------|--------|
| | 1時間まで | 1時間を超える場合 | |
| バス | 1,500円 | 2,090円 | 1,040円 |
| マイクロバス | 750 | 1,040 | 1,040 |

b その他

| 種別 車種 | 昼間駐車料金 | | | | 夜間駐車料金 |
|------------------------|--------|----------------|----------------|-----------|--------|
| | 1時間まで | 1時間を超え1時間30分まで | 1時間30分を超え2時間まで | 2時間を超える場合 | |
| 普通自動車 小型自動車 軽自動車 | 260円 | 380円 | 510円 | 620円 | 830円 |

(5) 茂里町駐車場

(R3. 4. 1 適用)

| 種別 車種 | 昼間駐車料金 | | 午後10時から翌日の午前8時までの駐車料金 |
|------------------------|----------|------------|-----------------------|
| | 最初の30分まで | その後30分までごと | |
| 普通自動車 小型自動車 軽自動車 | 130円 | 120円 | 30分につき40円 |

(6) 松山町駐車場

a バス及びマイクロバス

(R3. 4. 1 適用)

| 種別 (入出庫1回につき) 車種 | 午前7時30分から午後10時までの1日当たりの駐車料金 | | 午後10時から翌日の午前7時30分までの駐車料金 |
|------------------------|-----------------------------|-----------|--------------------------|
| | 1時間まで | 1時間を超える場合 | |
| バス | 30分につき750円 | 2,090円 | 30分につき50円 |
| マイクロバス | 30分につき370 | 1,040 | |

b 普通自動車、小型自動車及び軽自動車

| 種別 車種 | 入出庫1回ごとの駐車料金 | | | 定期駐車料金 | |
|------------------------|-----------------------------|---------------|-----------------------------|---------|------------------------------|
| | 午前7時30分から午後10時まで (1日当たり) | | 午後10時から 翌日の午前7時 30分まで | 全日 | 昼間(午前7時 30分から午後 10時まで) |
| | 2時間まで | 2時間を 超える場合 | | | |
| 普通自動車 小型自動車 軽自動車 | 30分につき 120円 | 620円 | 30分につき 40円 | 15,710円 | 13,610円 |

(7) 松が枝町第2駐車場

(R3. 4. 1 適用)

| 種別 車種 | 昼間駐車料金 | | 夜間駐車料金 | 定期駐車料金 |
|------------------------|----------|------------|--------|---------|
| | 最初の1時間まで | その後30分までごと | | |
| バス | 1,500円 | 750円 | 1,040円 | |
| マイクロバス | 750 | 370 | 1,040 | |
| 普通自動車 小型自動車 軽自動車 | 300 | 140 | 830 | 11,000円 |

(8) 長崎駅西口自動車整理場

(R3. 4. 1 適用)

| 種別 車種 | 入出庫1回ごとの駐車料金 |
|----------------------|---------------|
| 普通自動車、小型 自動車、軽自動車 | 入庫後30分につき200円 |

駐車時間が20分以内の場合は無料

(9) 長崎市桜町駐車場、長崎市民会館地下駐車場、長崎市松が枝町駐車場、長崎市平和公園駐車場及び長崎市松が枝町第2駐車場の二輪自動車駐車料金

| 単位 | 駐車料金 | |
|----------|-------------|--------------|
| | 最初の1時間30分まで | 1時間30分を超える場合 |
| 入出庫1回につき | 30分につき60円 | 200円 |

入庫した日の翌日以降に出庫する場合の駐車料金の額は、この表の1時間30分を超える場合に掲げる額に入庫した日から起算して出庫した日までの日数を乗じて得た額とする。

3 駐車場等の整備状況

(R3. 4. 1)

| 都市計画駐車場 | | | | 届出駐車場 | | 附置義務施設 | | 路上駐車場 | 総供用数 | |
|----------|--------------|-----|----|-------|--------|-------------|-------------------|-------|------|--------|
| 供用中 | | 未供用 | | | | | | | | |
| 箇所 | 台数 | 箇所 | 台数 | 箇所 | 台数 | 箇所 | 台数 | 台数 | 箇所 | 台数 |
| (5) 5 | (758) 758 | — | — | 116 | 20,521 | (42) 503 | (8,616) 31,407 | — | 624 | 52,686 |

(注) 都市計画駐車場欄、附置義務駐車施設欄の () は届出駐車場 (内数) である。

4 時間制限駐車場区間規制 (路上駐車場)

昭和 62 年 4 月の道路交通法の一部改正に伴い、交通の安全と円滑を確保することを目的に、道路上の短時間駐車を有料で認める時間制限駐車区間が設けられ、本市においても、長崎県公安委員会により、62 年 7 月 1 日から、「パーキング・メーター」及び「パーキング・チケット」制度が導入されたが、機器の製造中止等の理由により、令和 2 年度末で全て廃止となっている。

5 二輪車等駐車場

道路残地などの市有地を利用して、計 22 箇所、約 1,030 台分の駐輪場の整備を行っているが、依然として駐輪場が不足している状況にある。

このような中、近年、広がりを見せつつある有料の民間駐輪場と市の駐輪場との料金面での均衡を図ることで、受益者への適切な負担を求め、民間による駐輪場整備の機運を高めるとともに、駐輪場の適切な管理・運営に資するため、市街地中心部にある施設について、順次、有料化を進めている。

現在の設置場所、台数及び有料無料の別は、次のとおりである。

(R3.4.1)

| 名 称 | 設置場所 | 台数 | 有料・無料 |
|------------------|-----------------|---------|-------|
| 万才町二輪車等駐車場 | 長崎振興局万才町庁舎裏 | 84 台 | 有料 |
| 若葉町二輪車等駐車場 | OKホーム&ガーデン裏 | 97 台 | 無料 |
| 大橋町二輪車等駐車場 | 大橋町県営住宅裏 | 65 台 | 無料 |
| 新地町二輪車等駐車場 | 湊公園横 | 21 台 | 有料 |
| 恵美須町二輪車等駐車場 | 瓊の浦公園横 | 29 台 | 有料 |
| 矢の平 1 丁目二輪車等駐車場 | 中島川河川敷 | 17 台 | 無料 |
| 元船町二輪車等駐車場 | (都) 浦上川線横 | 83 台 | 有料 |
| 古川町二輪車等駐車場 | 本古川通り沿い | 45 台 | 有料 |
| 八千代町二輪車等駐車場※ | 八千代町緑道 | 55 台 | 無料 |
| 築町二輪車等駐車場 | メルカつきまち屋上 | 172 台 | 有料 |
| 西山 2 丁目二輪車等駐車場 | 長崎市消防団第 7 分団横 | 23 台 | 無料 |
| 八千代町第 2 二輪車等駐車場※ | 八千代町緑道 | 19 台 | 無料 |
| 興善町二輪車等駐車場 | 共済組合会館横 | 18 台 | 有料 |
| 元船町第 2 二輪車等駐車場 | 元船町遊歩道横 | 17 台 | 有料 |
| 東山町二輪車等駐車場 | 北大浦小学校グラウンド下 | 10 台 | 無料 |
| 立山地区二輪車等駐車場 | 長崎公園上 | 20 台 | 無料 |
| 尾上町二輪車等駐車場 | 旭大橋下 | 66 台 | 有料 |
| 東山町第 2 二輪車等駐車場 | 北大浦小学校グラウンド下 | 15 台 | 無料 |
| 住吉町二輪車等駐車場 | 住吉中央公園横 | 20 台 | 有料 |
| 新大工町二輪車等駐車場 | 十八銀行新大工町支店横 | 28 台 | 有料 |
| 松原町二輪車等駐車場 | 肥前古賀駅構内 | 38 台 | 無料 |
| 長崎駅二輪車等駐車場 | 尾上町 (JR長崎本線高架下) | 88 台 | 有料 |
| 計 | | 1,030 台 | |

※長崎駅周辺土地区画整理事業の道路拡幅工事に伴い、二輪車等駐車場が支障となるため廃止予定。

土 地 対 策

開発許可制度は都市計画法に基づくもので、優先的、計画的に市街化を図る「市街化区域」と市街化を抑制する「市街化調整区域」（いわゆる「線引き都市計画区域」）、「非線引き都市計画区域」及び「都市計画区域外」において無秩序な市街化を防止し、公共・公益施設が整備され、かつ、安全性の確保された健全な市街地を計画的・段階的に形成していくことを目的とした制度である。

1 都市計画法に基づく開発許可

長崎市内において開発行為を行おうとする場合は、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。

(法第 29 条)

(許可が必要な開発区域の面積について)

- ・ 市街化区域 1,000 m²以上
- ・ 市街化調整区域 全て
- ・ 非線引き都市計画区域 3,000 m²以上
- ・ 都市計画区域外 10,000 m²以上

令和 3 年 4 月 1 日現在

| 事 項 | 年 度 | H28 | 29 | 30 | R元 | R2 |
|---------------------------------------|-----|-----|----|----|----|----|
| 開発許可（協議） （法第 29 条、法第 34 条の 2） | | 14 | 11 | 6 | 14 | 7 |
| 開発変更許可（協議） （法第 35 条の 2） | | 9 | 9 | 8 | 9 | 13 |
| 建築等許可 （法第 43 条） | | 8 | 5 | 3 | 6 | 7 |
| 開発行為又は建築等に関する 証明書交付件数（法施行規則第 60 条） | | 86 | 74 | 85 | 75 | 69 |

大規模開発の状況（宅地開発 1ha 以上）

（開発許可（協議）後を記入）

令和 3 年 4 月 1 日現在

| 番号 | 申 請 者 | 申 請 地 | 面積 (m ²) | 計画 戸数 | 備 考 | 通 称 |
|----|--------------------|----------|-------------------------|----------|----------------|-------------|
| 1 | 日生不動産(株) | 古賀町 | 12,703 | 48 | 昭和 49 年 8 月完了 | 古賀団地（つつじが丘） |
| 2 | 西日本菱重興産(株) | 大浜町 | 31,238 | 116 | 昭和 50 年 7 月完了 | 大浜団地 |
| 3 | 柿田康郎 他 4 名 | 滑石町 | 25,753 | 67 | 昭和 50 年 12 月完了 | — |
| 4 | （有）くみあいマート | 滑石町 | 15,657 | 51 | 昭和 51 年 5 月完了 | — |
| 5 | 重橋正男 他 9 名 | 滑石町 | 20,229 | 61 | 昭和 51 年 5 月完了 | — |
| 6 | 西日本菱重興産(株) | 大浜町 | 19,024 | 49 | 昭和 52 年 6 月完了 | — |
| 7 | （有）安部組 | 滑石町 | 30,600 | 74 | 昭和 53 年 1 月完了 | — |
| 8 | 長崎パルコン(株) | 鳴見町 | 10,989 | 27 | 昭和 53 年 11 月完了 | パルコン第 1、第 2 |
| 9 | 長崎パルコン(株) | 鳴見町 | 36,777 | 82 | 昭和 54 年 5 月完了 | 三景台団地 |
| 10 | 京王帝都電鉄(株) | 三景台町 | 158,355 | 409 | 昭和 56 年 3 月完了 | 三景台団地 |
| 11 | 共立建設(株) 他 1 名 | 新戸町、小ヶ倉町 | 25,424 | 57 | 昭和 56 年 7 月完了 | 共立団地 |
| 12 | 日本国土開発(有) | 金堀町、立岩町 | 329,970 | 733 | 昭和 57 年 3 月完了 | グリーンハイツ城山台 |
| 13 | 富士開発(株) | 古賀町 | 21,265 | 60 | 昭和 57 年 10 月完了 | 富士団地 |
| 14 | 琴の海産業開発(株) | 平山町 | 326,289 | 773 | 昭和 58 年 1 月完了 | 平山台団地 |
| 15 | 長崎県労働生活組合 | 川平町 | 14,927 | 46 | 昭和 58 年 8 月完了 | 労生協団地 |
| 16 | 東亜地所(株) 明豊開発(株) | 鳴見町 | 497,665 | 1,264 | 昭和 59 年 2 月完了 | 光風台 |
| 17 | ヒラカタ産業(株) | 大宮町 | 20,395 | 79 | 昭和 59 年 3 月完了 | パークタウン大宮 |
| 18 | 中尾地所 崎陽地所(株) | 金堀町 | 34,377 | 97 | 昭和 59 年 6 月完了 | 中尾団地 |

| 番号 | 申請者 | 申請地 | 面積 (㎡) | 計画 戸数 | 備考 | 通称 |
|----|--------------------------------|-------------------|-----------|----------|---|----------------------|
| 19 | 丸善産業開発(株) | 大手町 | 14,898 | 39 | 昭和58年11月 第1工区完了 昭和60年4月 第2工区完了 | 丸善団地 |
| 20 | (株)林兼商会 | 葉山町 | 105,910 | 318 | 昭和60年6月完了 | エミネント葉山 |
| 21 | 東海建設(株) | 坂本町 | 18,320 | 65 | 昭和60年8月完了 | 陽光台 |
| 22 | 亀谷建設(株) | 大手町 | 13,577 | 48 | 昭和60年8月完了 | 文教台 |
| 23 | (株)葵物産 | 葉山町 | 37,385 | 95 | 昭和60年12月完了 | 滑石葵団地 |
| 24 | ヒラカタ産業(株) | 住吉町、泉町 | 17,419 | 108 | 昭和61年7月完了 | — |
| 25 | 誠商事(有) | 住吉町、赤迫町 | 14,692 | 54 | 昭和63年4月完了 | アベニュー住吉 |
| 26 | 長崎市 | 錦町 | 16,082 | 106 | 昭和63年9月完了 | 中河内団地 |
| 27 | 三菱開発(株) | 小ヶ倉町2・3丁目、磯道町、古道町 | 911,800 | 1,960 | 平成元年4月完了 | 南長崎ダイヤモンド |
| 28 | (株)飛鳥建設 (株)飛栄産業 | 小江原町、小江町 | 468,800 | 1,309 | 平成2年1月完了 | 小江原ニュータウン |
| 29 | 誠商事(有) ダイア建設(株) | 赤迫町 | 12,980 | 154 | 平成3年3月完了 | ダイアパレス住吉 |
| 30 | 西日本産業(株) | 八つ尾町 | 29,841 | 137 | 平成4年2月完了 | 八ツ尾団地 |
| 31 | 真和商事(株) | 東琴平町、西琴平町 | 12,075 | 55 | 平成4年3月完了 | 琴平団地 |
| 32 | (有)中島建設 | 向町 | 14,153 | 56 | 平成4年7月完了 | 式見台 |
| 33 | 長崎市 | 戸町2丁目 | 45,594 | 236 | 平成5年3月完了 | 市営二本松団地 |
| 34 | (株)穴吹工務店 | 西北町、若竹町 | 10,290 | 156 | 平成5年10月完了 | サーパス住吉台 |
| 35 | (株)グリーンハウス | 多良良町 | 36,187 | 94 | 平成6年5月完了 | ハーベン長崎 |
| 36 | (有)ゾーニング | 鳴見町 | 11,604 | 37 | 平成6年6月完了 | — |
| 37 | (株)馬場住研 (株)高木工務店 | 田中町 | 15,821 | 195 | 平成7年2月完了 | フォーレ東望 |
| 38 | 西日本菱重興産(株) | 小瀬戸町、木鉢2丁目 | 11,030 | 44 | 平成7年10月完了 | — |
| 39 | (有)女都産業 | 三原町 | 17,508 | 43 | 平成7年11月完了 | — |
| 40 | (株)サンヒルズ長崎 | 国分町、小菅町、戸町1・2丁目 | 100,508 | 449 | 平成8年4月完了 | サンマリーナ長崎 |
| 41 | (株)田浦組 | 戸町3丁目 | 27,262 | 346 | 平成8年6月完了 | — |
| 42 | 鹿島道路(株) (資)三星産業 (株)吾功創建 | 女の都2丁目 | 22,972 | 68 | 平成8年7月完了 | — |
| 43 | (株)ユニカ | 川平町 | 18,686 | 245 | 平成9年7月完了 | コアマンション 長崎ガーデンヒルズ |
| 44 | (株)ユニカ | 田中町 | 19,900 | 258 | 平成14年1月完了 | コアマンション 長崎ネクステージ |
| 45 | (株)じゅう | 大園町 | 16,736 | 148 | 平成9年8月完了 | じゅうグランド マンション |
| 46 | (株)小川工務店 | 三和町 | 13,795 | 47 | 平成11年2月完了 | 千代の幸 |
| 47 | (株)田川産業 | 城山台 | 12,520 | 58 | 平成11年7月完了 | オークヒルズ城山台 |
| 48 | (株)アルファ九州 | 川平町、女の都1丁目 | 92,047 | 242 | 平成11年9月完了 | 西浦上NTけやき台 |
| 49 | 大英産業(株) | 東町 | 96,874 | 261 | 平成11年11月完了 | 彩が丘 |
| 50 | (株)穴吹工務店 西津建設(株) (株)日本住宅 | 滑石2・3丁目 | 19,623 | 190 | 平成11年12月完了 | サーパス滑石 |
| 51 | (株)西海興業 | 油木町 | 18,049 | 150 | 平成11年12月完了 | 青山ニュータウン |
| 52 | 鍵山木材(有) | 鶴の尾町 | 13,126 | 45 | 平成11年12月完了 | 第2鶴の尾 |
| 53 | 双日(株) 清水建設(株) | 三原町、高尾町 | 110,474 | 64 | 平成16年7月完了 | 三原台ニュータウン |
| 54 | (株)理研ハウス | 小菅町、戸町2丁目 | 35,209 | 262 | 平成21年2月完了 | アプローズ長崎 小菅 |
| 55 | (有)梁川商事 | 岩見町、立岩町 | 88,475 | 148 | 施行中 (全12工区中5,8工区 未完) | パークタウン岩見 |

| 番号 | 申請者 | 申請地 | 面積 (㎡) | 計画 戸数 | 備考 | 通称 |
|----|---|-----------------|-----------|----------|-----------------------|--------------|
| 56 | 九州ランド開発(株) | 田中町、矢上町、平間町 | 454,055 | 753 | 平成13年8月完了 | オナーズヒル長崎新山手 |
| 57 | 長崎市 | 小浦町 | 19,435 | 267 | 平成12年11月完了 | 市営小浦団地 |
| 58 | 桜の里パークタウン開発(株) | 京泊町、三京町、畝刈町 | 498,548 | 1,036 | 平成13年4月完了 | パークコミュニティ桜の里 |
| 59 | 菱進不動産(株) 松尾商事(株) 西日本菱重興産(株) 長崎市教育委員会 | 木鉢町2丁目、大浜町、小瀬戸町 | 494,789 | 976 | 平成26年8月完了 | ポートウェストみなと坂 |
| 60 | 東亜地所(株) | 畝刈町、多以良町、鳴見町 | 429,172 | 930 | 平成20年1月完了 | サンコート豊洋台 |
| 61 | (株)ラバン | 上戸町 | 13,892 | 205 | 未着工 | ラバンロイヤルマンション |
| 62 | 若築建設(株) (株)都市空間 | 戸石町 | 273,130 | 585 | 平成16年10月完了 | ガーデンシティ東長崎 |
| 63 | (株)山脇建設 矢上開発(株) | 小江原町、小江町、柿泊町 | 77,993 | 239 | 平成14年8月完了 | スイートタウン夢が丘 |
| 64 | (株)吉田産業 | 小江町 | 21,557 | 67 | 平成12年7月完了 | ボン・小江原団地 |
| 65 | (有)ミヤザキ | 泉2丁目 | 13,595 | 200 | 平成13年5月完了 | — |
| 66 | (有)大石開発 | 田中町 | 14,183 | 53 | 平成12年9月完了 | — |
| 67 | (有)慈愛会 | 鳴見台2丁目 | 54,237 | 147 | 平成14年4月完了 | 鳴見の丘 |
| 68 | ヒラカタ興産(株) | 彦見町 | 13,232 | 47 | 平成16年5月完了 | パークタウン彦見 |
| 69 | パークタウン泉開発(株) | 泉1丁目 | 110,486 | 256 | 平成21年6月完了 | コモンシティ住吉の杜 |
| 70 | 学校法人 活水学院 長崎新戸町ニュータウン開発特定目的会社 | 新戸町3丁目 | 129,859 | 217 | 平成22年9月完了 | ウェリスパーク新戸町 |
| 71 | (株)地中海 | 木鉢町1丁目 | 15,242 | 70 | 平成20年10月完了 | — |
| 72 | 長崎県土木部住宅課 | 深堀町1丁目 | 35,481 | 486 | 施行中 (全7工区中2~6工区完了) | 県営深堀団地 |
| 73 | 長崎市まちづくり部住宅課 | 大園町 | 40,977 | 440 | 令和3年3月完了 | 市営大園団地 |
| 74 | (株)なるみライフサービス | 戸石町 | 10,644 | 44 | 平成27年12月完了 | — |
| 合計 | | | 6,894,366 | 19,401 | | |

資料：建築部建築指導課

開発行為の状況(昭和49年12月以降)

令和3年4月1日現在

| 区分 | 申請 | | 備考 |
|------------------|-----|---------------|--------------------------------------|
| | 件数 | 面積(㎡) | |
| 1 大規模住宅団地(1ha) | 74 | 6,894,366 | |
| 2 小規模住宅団地(1ha未満) | 185 | 697,481.16 | +11,161.92㎡ 上戸石町、豊洋台1丁目 |
| 3 共同住宅(専用住宅含む) | 153 | 802,507.67 | +4,280.92㎡ 田手原町、赤迫2丁目、小ヶ倉町2丁目、本河内4丁目 |
| 4 宿泊施設 | 13 | 206,407.14 | |
| 5 事業所施設 | 123 | 1,900,705.73 | +12,480.02㎡ 西海町 |
| 6 学校施設 | 27 | 576,457.84 | |
| 7 運動・レジャー施設 | 21 | 3,794,314.47 | |
| 8 医療施設 | 17 | 201,055.78 | +11,494.70㎡ 柿泊町 |
| 9 社会福祉施設 | 76 | 423,969.40 | +246.55㎡ 潮見町・春日町 |
| 10 神社・寺院 | 9 | 21,868.28 | |
| 11 墓地・墓苑 | 26 | 251,481.92 | |
| 合計 | 724 | 15,770,615.39 | |

2 開発審査会

(1) 概要

本会は、都市計画法第 78 条の規定に基づき設置され、委員は長崎市開発審査会条例に基づき市長が任命（任期 2 年）しており、現在 7 名が任命されている。

令和 3 年 4 月 1 日現在

| 事 項 | | 年 度 | | | | |
|---------|-------------------|-----|----|----|----|----|
| | | H28 | 29 | 30 | R元 | R2 |
| 開 催 回 数 | | 1 | 3 | 1 | 2 | 1 |
| 付 議 件 数 | 都 計 法 第 2 9 条 | 0 | 3 | 0 | 1 | 0 |
| | 都 計 法 第 3 4 条 の 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 都 計 法 第 4 3 条 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| | 都 計 法 第 3 5 条 の 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 都 計 法 第 4 2 条 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 |
| 計 | | 1 | 3 | 1 | 2 | 1 |

3 宅地造成等規制法に基づく許可

(1) 目的

この法律は宅地造成に伴い崖くずれ又は土砂の流出を生ずるおそれが著しい市街地又は市街地となろうとする土地の区域内（宅地造成工事規制区域）において、宅地造成に関する工事等について災害の防止のため必要な規制を行うことにより、国民の生命及び財産の保護を図り、もって公共の福祉に寄与することを目的とした制度である。

(2) 概要

宅地造成工事規制区域内において造成工事を行おうとする場合は、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。（法第 8 条）

（許可が必要な造成について）

- ・切土であって、当該切土をした土地の部分に高さが 2m を超える崖を生ずることとなるもの
- ・盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さが 1m を超える崖を生ずることとなるもの
- ・切土と盛土とを同時にする場合、当該切土及び盛土をした土地の部分に高さが 2m を超える崖を生ずることとなるもの
- ・前記に該当しない切土・盛土工事であって工事部分の面積が 500 m² を超えるもの

令和 3 年 4 月 1 日現在

| 事 項 | 年 度 | | | | |
|-----------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| | H28 | 29 | 30 | R元 | R2 |
| 宅地造成許可(協議) (法第 8 条、法第 11 条) | 16 | 12 | 20 | 14 | 16 |
| 宅地造成変更許可 (法第 12 条) | 7 | 13 | 5 | 5 | 7 |
| 宅地造成に関する証明書交付 (法施行規則第 30 条) | 190 | 258 | 255 | 270 | 280 |

市 営 住 宅

市営住宅は、主に公営住宅法、住宅地区改良法及び都市再開発法等に基づき建設され、関係法及び長崎市営住宅条例等により、適正な管理に努めている。

令和3年4月1日現在、102団地9,201戸を管理しており、その種類は目的別に「国及び地方公共団体が協力して健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸する」ことを目的とした公営住宅、「不良住宅が密集して、危険又は有害な状況にある地区を指定し、不良住宅を除却することに伴い、その居住する住宅を失い住宅に困窮すると認められる者に賃貸する」ことを目的とした改良住宅、「市街地再開発事業の施行区域等内に居住する借家人等で、住宅に困窮することとなる者に賃貸する」ことを目的とした再開発住宅、「密集住宅市街地整備促進事業の施行に伴い、その居住する住宅を失い、住宅に困窮すると認められる者に賃貸する」ことを目的としたコミュニティ住宅、「国及び地方公共団体が協力して居住環境が良質な住宅を整備し、これを中堅所得者に賃貸する」ことを目的とした特定公共賃貸住宅、及び「公営住宅には収入基準が超過しており入居できない者等に対する住宅の提供、教職員住宅等の用途廃止後における施設の有効活用等を図ろうとするもので、住宅を必要とする者に賃貸する」ことを目的とした単独住宅の6つに分けられ、それぞれの管理戸数は下記のとおりである。なお、公営住宅には民間の事業者が建設した住宅を市が借り上げている借上公営住宅2団地89戸を含んでいる。

1 管理戸数

(単位：戸) (R3. 4. 1 現在)

| 種 別 | | 計 | 公 営 | 改 良 | 再開発 | コミュニティ 住 宅 | 特公賃 | 単 独 |
|------|-----|--------------|-------------|-----------|--------|---------------|---------|----------|
| 計 | | 9,201(1,928) | 7,917(919) | 931(793) | 36(0) | 30(0) | 106(35) | 181(181) |
| 耐 火 | | 8,986(1,713) | 7,716(718) | 931(793) | 36(0) | 30(0) | 106(35) | 167(167) |
| 簡易耐火 | 平 屋 | 4(4) | 3(3) | 0 | 0 | 0 | 0 | 1(1) |
| | 2 階 | 198(198) | 190(190) | 0 | 0 | 0 | 0 | 8(8) |
| 木 造 | | 13(13) | 8(8) | 0 | 0 | 0 | 0 | 5(5) |

() は旧町地区の内数

※県営住宅 (長崎市に建設分)

(単位：戸) (R3. 4. 1 現在)

| | | 計 | 公 営 | 改 良 | 準 公 営 | 特 公 賃 |
|------|-----|-------|-------|-----|-------|-------|
| 計 | | 6,421 | 6,251 | 110 | 30 | 30 |
| 耐 火 | | 6,375 | 6,205 | 110 | 30 | 30 |
| 簡易耐火 | 平 屋 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 2 階 | 28 | 28 | 0 | 0 | 0 |
| 木 造 | | 18 | 18 | 0 | 0 | 0 |

2 団地ごと管理戸数

【東 部】(計 1,510 戸)

(R3. 4. 1 現在)

| 住 宅 名 | 管理戸数 (戸) | 建 築 年 度 別 戸 数 (戸) |
|---------|----------|--|
| 日 見 大 曲 | 178 | 16(S38 年度) 32(S39 年度) 70(S50 年度) 60(H4 年度) |
| 本 河 内 | 60 | 60(H28 年度) |
| 宿 町 | 460 | 70(S47 年度) 80(S51 年度) 100(S52 年度) 94(S53 年度) 116(S54 年度) |
| 宿 町 第 2 | 216 | 55(S57 年度) 80(S58 年度) 45(S59 年度) 36(S60 年度) |
| 宿 町 第 3 | 101 | 101(S63 年度) |
| 網 場 | 30 | 30(S50 年度) |
| 西 山 台 | 84 | 84(S53 年度) |
| 矢 上 | 124 | 124(S60 年度) |
| 矢 上 第 2 | 50 | 50(H2 年度) |
| 矢 上 第 3 | 165 | 77(H4 年度) 88(H5 年度) |
| 鶴 の 尾 | 42 | 42(S61 年度) |

【西 部】(計 1,450 戸)

(R3. 4. 1 現在)

| 住 宅 名 | 管理戸数 (戸) | 建 築 年 度 別 戸 数 (戸) |
|-----------|----------|------------------------------------|
| 小 江 原 第 1 | 103 | 51(H6 年度) 52(H8 年度) |
| 小 江 原 第 2 | 520 | 290(S48 年度) 190(S49 年度) 40(S50 年度) |
| 小 江 原 第 3 | 104 | 104(H元年度) |
| 小 浦 | 267 | 80(H6 年度) 65(H8 年度) 122(H10 年度) |
| 福 田 本 町 | 141 | 81(S49 年度) 60(S50 年度) |
| 大 浜 | 80 | 80(S50 年度) |
| 三 重 | 220 | 80(S61 年度) 70(S62 年度) 70(H元年度) |
| 木 鉢 | 15 | 15(H5 年度) |

【南 部】(計 1,033 戸)

(R3. 4. 1 現在)

| 住 宅 名 | 管理戸数 (戸) | 建 築 年 度 別 戸 数 (戸) |
|-------|----------|---|
| 新 戸 町 | 184 | 60 (S47 年度) 50 (S51 年度) 24 (S52 年度) 50 (S53 年度) |
| 草 住 | 45 | 45 (S53 年度) |
| 毛 井 首 | 140 | 50 (S54 年度) 90 (S55 年度) |
| 茂 木 | 60 | 28 (S59 年度) 32 (S60 年度) |
| 小 ケ 倉 | 256 | 58 (S61 年度) 126 (S62 年度) 72 (S63 年度) |
| 二 本 松 | 239 | 86 (H2 年度) 81 (H3 年度) 72 (H4 年度) |
| 十 善 寺 | 20 | 20 (H10 年度) |
| 戸 町 | 42 | 42 (H12 年度 : 借り上げ) |
| 松 が 枝 | 47 | 47 (H12 年度 : 借り上げ) |

【北部】(計 3,280 戸)

(R3. 4. 1 現在)

| 住宅名 | 管理戸数(戸) | 建築年度別戸数(戸) |
|------|---------|---|
| 滑石 | 514 | 188 (H10年度) 117 (H13年度) 209 (H15年度) |
| 三原 | 90 | 90 (S43年度) |
| 川平 | 220 | 70 (S45年度) 150 (S46年度) |
| 大園 | 440 | 197 (H21年度) 175 (H24年度) 68 (H27年度) |
| 富士見 | 40 | 40 (S45年度) |
| 女の都 | 200 | 40 (S47年度) 120 (S48年度) 20 (S51年度) 20 (S52年度) |
| 青山 | 103 | 24 (S50年度) 44 (S51年度) 35 (S52年度) |
| シュモ一 | 40 | 40 (S51年度) |
| 城栄 | 30 | 30 (S52年度) |
| 銭座 | 32 | 20 (S53年度) 12 (S56年度) |
| 横尾 | 418 | 72 (S53年度) 110 (S54年度) 176 (S55年度) 60 (S56年度) |
| 清水 | 61 | 61 (S54年度) |
| 西北 | 107 | 32 (S55年度) 30 (S56年度) 45 (S57年度) |
| 狩股 | 121 | 45 (S55年度) 40 (S56年度) 36 (S57年度) |
| 花丘 | 40 | 40 (S56年度) |
| 若竹 | 109 | 60 (S57年度) 49 (S58年度) |
| 西町 | 21 | 21 (S57年度) |
| 西町第2 | 74 | 23 (S58年度) 51 (S59年度) |
| 文教 | 122 | 50 (S58年度) 72 (S59年度) |
| 中河内 | 106 | 50 (S61年度) 56 (S62年度) |
| 千歳 | 204 | 168 (S63年度) ※36戸はS63年度に買い取り |
| 若葉 | 58 | 58 (H3年度) |
| 城山台 | 27 | 27 (H7年度) |
| 三芳 | 93 | 63 (H7年度) 30 (H8年度) |
| 江平 | 10 | 10 (H13年度) |

【香焼地区】(計 475 戸)

(R3. 4. 1 現在)

| 住宅名 | 管理戸数(戸) | 建築年度別戸数(戸) |
|-----|---------|---|
| 田ノ浦 | 54 | 54 (17年度) |
| 深浦 | 242 | 60 (S46年度) 70 (S47年度) 80 (S48年度) 30 (S52年度) 2 (S58年度) |
| 恵里上 | 119 | 25 (S61年度) 20 (S63年度) 20 (H2年度) 24 (H4年度) 30 (H10年度) |
| 本村 | 60 | 60 (H25年度) |

【伊王島地区】(計 177 戸)

(R3. 4. 1 現在)

| 住宅名 | 管理戸数(戸) | 建築年度別戸数(戸) |
|------|---------|--|
| 多尾 | 13 | 3 (S40年度) 4 (H6年度) 6 (H9年度) |
| 瀬戸屋敷 | 6 | 6 (H7年度) |
| 塩町 | 158 | 30 (S49年度) 30 (S60年度) 30 (S63年度) 24 (H3年度) 44 (H28年度) |

【高島地区】(計 508 戸)

(R3. 4. 1 現在)

| 住 宅 名 | 管理戸数 (戸) | 建 築 年 度 別 戸 数 (戸) | | | |
|---------|----------|-------------------|-------------|-------------|-------------|
| 本 町 第 1 | 66 | 26 (S42 年度) | 20 (S43 年度) | 20 (S44 年度) | |
| 本 町 第 2 | 12 | 12 (S44 年度) | | | |
| 高 島 光 町 | 198 | 108 (S40 年度) | 30 (S58 年度) | 30 (S59 年度) | 30 (S60 年度) |
| 西 浜 | 168 | 42 (S44 年度) | 42 (S45 年度) | 84 (S46 年度) | |
| 日 吉 岡 | 39 | 16 (S46 年度) | 9 (S57 年度) | 8 (S58 年度) | 6 (S59 年度) |
| 先 の 谷 | 3 | 3 (S53 年度) | | | |
| 尾 浜 | 12 | 12 (H20 年度) | | | |
| 仲 山 | 10 | 10 (H20 年度) | | | |

【野母崎地区】(計 108 戸)

(R3. 4. 1 現在)

| 住 宅 名 | 管理戸数 (戸) | 建 築 年 度 別 戸 数 (戸) | | | |
|---------|----------|-------------------|------------|------------|-----------------------|
| 熊 之 町 | 2 | 2 (S49 年度) | | | |
| 樺 島 | 9 | 5 (S54 年度) | 4 (S58 年度) | | |
| 高 浜 第 1 | 9 | 5 (S55 年度) | 4 (S56 年度) | | |
| 高 浜 第 2 | 7 | 3 (S57 年度) | 4 (S58 年度) | | |
| 高 浜 第 3 | 15 | 6 (S60 年度) | 5 (S61 年度) | 4 (S62 年度) | |
| 赤 瀬 | 4 | 4 (S45 年度) | | | |
| 野 母 第 1 | 5 | 5 (S53 年度) | | | |
| 野 母 第 2 | 17 | 5 (S55 年度) | 6 (S56 年度) | 6 (S57 年度) | |
| 野 母 第 3 | 7 | 7 (S59 年度) | | | |
| 諸 町 | 3 | 1 (S41 年度) | 2 (S50 年度) | | |
| 脇 岬 | 22 | 5 (S54 年度) | 4 (S56 年度) | 5 (S57 年度) | 4 (S58 年度) 4 (S59 年度) |
| 脇 岬 北 港 | 8 | 8 (H6 年度) | | | |

【外海地区】(計 483 戸)

(R3. 4. 1 現在)

| 住 宅 名 | 管理戸数 (戸) | 建 築 年 度 別 戸 数 (戸) | | | |
|---------|----------|-------------------------|-------------|-------------|-------------|
| 永 田 第 1 | 16 | 8 (H4 年度) | 8 (H8 年度) | | |
| 永 田 第 2 | 8 | 8 (H13 年度) | | | |
| 永 田 第 3 | 8 | 8 (H15 年度) | | | |
| 高 尾 | 4 | 4 (S51 年度) | | | |
| 松 本 | 16 | 16 (S52 年度) | | | |
| 松 山 迫 | 16 | 16 (S55 年度) | | | |
| 出 津 | 28 | 12 (H元年度) | 8 (H2 年度) | 8 (H6 年度) | |
| 西 出 津 | 14 | 14 (H13 年度) | | | |
| 丸 尾 | 14 | 14 (H13 年度) | | | |
| 神 浦 | 16 | 8 (S52 年度) | 8 (S63 年度) | | |
| 夏 井 | 26 | 12 (H5 年度) | 8 (H11 年度) | 6 (H13 年度) | |
| 池 島 第 1 | 24 | 24 (S45 年度) | | | |
| 池 島 第 2 | 68 | 6 (S37 年度) | 12 (S38 年度) | 12 (S40 年度) | 14 (S45 年度) |
| | | 24 (S46 年度) | | | |
| 池 島 第 3 | 203 | 19 (S40 年度) | 72 (S41 年度) | 32 (S42 年度) | 32 (S43 年度) |
| | | 24 (S44 年度) 24 (S45 年度) | | | |
| 池 島 第 4 | 22 | 6 (S51 年度) | 16 (S54 年度) | | |

【三和地区】(計 168 戸)

(R3. 4. 1 現在)

| 住 宅 名 | 管理戸数 (戸) | 建 築 年 度 別 戸 数 (戸) | | | |
|---------|----------|-------------------|------------|-------------|--|
| 蚊 焼 | 24 | 24 (H元年度) | | | |
| 須 浜 第 1 | 50 | 50 (H14 年度) | | | |
| 年 崎 | 4 | 4 (S52 年度) | | | |
| 為 石 | 52 | 22 (H8 年度) | 8 (H10 年度) | 22 (H19 年度) | |
| 宮 崎 第 1 | 18 | 18 (S63 年度) | | | |
| 牟 田 尻 | 20 | 20 (H16 年度) | | | |

【琴海地区】(計 9 戸)

(R3. 4. 1 現在)

| 住 宅 名 | 管理戸数 (戸) | 建 築 年 度 別 戸 数 (戸) | | | |
|-------|----------|-------------------|--|--|--|
| 長 浦 | 9 | 9 (H4 年度) | | | |

3 高齢者・障害者対応住戸設置状況

(R3. 4. 1 現在)

| 区 分 | 計 | 高 齢 者 対 応 | 障 害 者 対 応 [車 椅子] | シルバークロージング |
|-----|-----|-----------|------------------|------------|
| 公 営 | 180 | 88 | 63 (8) | 29 |

() 合併地区の内数

4 公募状況

公募は、新築については完成時に、空家については平成 11 年度から年 6 回行い、いずれも抽選により入居者を決定している。 (R2 年度)

| 内容 | 新 築 | | 空 家 | | | | |
|---------|------|------|------|------|------|------|------|
| | 公 営 | 改 良 | 公 営 | 改 良 | 再開発 | 特公賃 | 単 独 |
| 公 募 戸 数 | 0 | 0 | 173 | 5 | 1 | 2 | 0 |
| 申 込 人 数 | 0 | 0 | 748 | 8 | 0 | 0 | 0 |
| 倍 率 | 0.00 | 0.00 | 4.32 | 1.60 | 0.00 | 0.00 | 0.00 |

5 家賃

(1) 家賃の額

(R3. 4. 1 現在)

| 住宅の種類 | 家賃の種類 | 平 均 | 最 高 | | 最 低 | |
|-----------------|---------|---------|---------|----------|---------|---------|
| 公 営 住 宅 | 応 能 応 益 | 26,200円 | 須 浜 第 1 | 76,700円 | 本 町 第 2 | 5,200円 |
| 改 良 住 宅 | 応 能 応 益 | 16,400円 | 塩 町 | 107,800円 | 西 浜 | 7,000円 |
| | 固 定 | 9,700円 | 深 浦 | 19,600円 | 池 島 第 3 | 4,600円 |
| 再 開 発 住 宅 | 固 定 | 51,000円 | 千 歳 | 71,260円 | 千 歳 | 34,600円 |
| 特 定 公 共 賃 貸 住 宅 | 固 定 | 68,400円 | 三 芳 | 90,900円 | 多 尾 | 37,000円 |
| コ ミ ュ ニ テ ィ 住 宅 | 応 能 応 益 | 31,100円 | 江 平 | 58,100円 | 江 平 | 24,700円 |
| | 固 定 | 45,100円 | 十 善 寺 | 68,180円 | 十 善 寺 | 36,000円 |
| 単 独 住 宅 | 応 能 応 益 | 12,700円 | 日 吉 岡 | 32,400円 | 高 島 光 町 | 5,700円 |
| | 固 定 | 20,400円 | 長 野 | 37,000円 | 先 の 谷 | 3,300円 |

※平均額は、減免適用前の家賃額で算定。

(2) 公営住宅の収入基準・家賃制度

(R3. 4. 1 現在)

| | |
|------------|---|
| ① 収入基準 | 入居者資格における収入基準 ア 高齢者・障害者世帯等（裁量階層）→月額収入 186,000 円以下 イ 過疎地域（裁量階層）→月額収入 259,000 円以下 ウ ア、イ以外の者（原則階層）→月額収入 139,000 円以下 |
| ② 家賃 | 家賃＝家賃算定基準額×市町村立地係数×規模係数×経過年数係数×利便性係数 |
| ③ 収入超過者の家賃 | ・収入超過者→3年以上の入居者で①の収入基準を超えた者 ・家賃＝本来家賃（②で算出した家賃）＋（近傍同種の住宅の家賃－本来家賃）×政令で定める率 |
| ④ 高額所得者の家賃 | ・高額所得者→5年以上の入居者で引き続き2年以上条例で定める額の月額収入を超えた者 条例で定める額 259,000 円～313,000 円 ・家賃＝近傍同種の住宅の家賃（ただし、明渡し請求期限後は、近傍同種の住宅の家賃の2倍の範囲内で設定した額） |

6 市営住宅附設駐車場

(R3. 4. 1 現在)

① 【東 部】 1,123 区画

| 住 宅 名 | 区画 | 使用料 (円) |
|-------------|-----|------------------|
| 本 河 内 | 22 | 9,500 |
| 綱 場 | 20 | 4,000 |
| 宿 町 | 280 | 3,500 (一部 4,500) |
| 宿 町 第 2 | 210 | 3,500 |
| 宿 町 第 3 | 27 | 3,500 |
| 鶴 の 尾 | 42 | 3,500 |
| 西 山 台 | 63 | 5,000 (一部 6,500) |
| 日見大曲 (住宅) | 36 | 3,500 |
| 日見大曲 (アパート) | 98 | 3,500 |
| 矢 上 | 108 | 3,500 |
| 矢 上 第 2 | 52 | 3,500 |
| 矢 上 第 3 | 165 | 3,500 (一部 4,500) |

② 【西 部】 1,209 区画

| 住 宅 名 | 区画 | 使用料 (円) |
|-----------|-----|------------------------|
| 木 鉢 | 15 | 4,000 |
| 小 浦 | 269 | 3,500 (一部 4,500) |
| 小 江 原 | 103 | 4,000 (一部 5,200) |
| 小 江 原 第 2 | 415 | 3,500 (一部 3,000、4,500) |
| 小 江 原 第 3 | 106 | 3,500 |
| 福 田 本 町 | 87 | 3,500 |
| 三 重 | 214 | 3,500 |

③ 【南 部】 748 区画

| 住 宅 名 | 区画 | 使用料 (円) |
|-------|-----|---------|
| 草 住 | 19 | 4,500 |
| 毛 井 首 | 140 | 4,000 |
| 小 ケ 倉 | 224 | 3,500 |
| 十 善 寺 | 10 | 10,000 |
| 新 戸 町 | 108 | 4,000 |
| 二 本 松 | 203 | 3,500 |
| 茂 木 | 44 | 3,500 |

④ 【北 部】 1,986 区画

| 住 宅 名 | 区画 | 使用料 (円) |
|-------|-----|-------------------|
| 川 平 | 21 | 5,000 |
| 清 水 | 25 | 5,000 |
| 城 山 台 | 38 | 5,000 (一部 6,500) |
| 中 河 内 | 77 | 4,500 |
| 滑 石 | 461 | 6,000 (一部 10,000) |
| 大 園 | 293 | 6,000 |
| 花 丘 | 21 | 7,500 (一部 9,500) |
| 文 教 | 53 | 6,000 |
| 三 原 | 45 | 5,000 |
| 三 芳 | 83 | 5,500 (一部 7,000) |
| 女 の 都 | 188 | 4,000 (一部 5,200) |
| 横 尾 | 382 | 5,000 (一部 6,500) |
| 若 竹 | 63 | 5,000 (一部 6,500) |
| 西 町 | 16 | 4,500 |

④ 【北 部】

| | | |
|---------|----|-------|
| 西 町 第 2 | 36 | 4,500 |
| 若 葉 | 29 | 7,000 |
| 西 北 | 70 | 5,000 |
| 江 平 | 8 | 5,000 |
| 狩 股 | 77 | 5,000 |

⑤ 【香焼地区】 316 区画

| 住 宅 名 | 区画数 | 使用料 (円) |
|-------|-----|------------------|
| 田 ノ 浦 | 49 | 2,000 |
| 深 浦 | 128 | 1,500 (一部 2,000) |
| 恵 里 上 | 91 | 1,500 (一部 2,000) |
| 本 村 | 48 | 2,000 |

⑥ 【伊王島地区】 92 区画

| 住 宅 名 | 区画数 | 使用料 (円) |
|---------|-----|---------|
| 塩 町 | 76 | 1,000 |
| 多 尾 | 10 | 1,000 |
| 瀬 戸 屋 敷 | 6 | 1,000 |

⑦ 【野母崎地区】 65 区画

| 住 宅 名 | 区画数 | 使用料 (円) |
|---------|-----|------------------|
| 高 浜 第 1 | 6 | 3,000 |
| 高 浜 第 2 | 5 | 3,000 |
| 高 浜 第 3 | 16 | 2,000 (一部 3,000) |
| 野 母 第 2 | 10 | 2,000 (一部 3,000) |
| 脇 岬 | 20 | 2,000 (一部 3,000) |
| 脇 岬 北 港 | 8 | 3,000 |

⑧ 【外海地区】 251 区画

| 住 宅 名 | 区画数 | 使用料 (円) |
|---------|-----|---------|
| 永 田 第 1 | 30 | 1,500 |
| 永 田 第 2 | 11 | 1,500 |
| 永 田 第 3 | 8 | 1,500 |
| 高 尾 | 6 | 1,500 |
| 松 本 | 17 | 1,500 |
| 松 山 迫 | 16 | 1,500 |
| 出 津 | 42 | 1,500 |
| 西 出 津 | 18 | 1,500 |
| 丸 尾 | 19 | 1,500 |
| 神 浦 | 22 | 1,500 |
| 夏 井 | 42 | 1,500 |
| 池 島 第 4 | 20 | 1,000 |

⑨ 【三和地区】 157 区画

| 住 宅 名 | 区画数 | 使用料 (円) |
|---------|-----|---------|
| 蚊 焼 | 17 | 2,000 |
| 須 浜 第 1 | 50 | 2,000 |
| 為 石 | 52 | 3,700 |
| 宮 崎 第 1 | 16 | 2,000 |
| 牟 田 尻 | 22 | 2,000 |

⑩ 【琴海地区】 9 区画

| 住 宅 名 | 区画数 | 使用料 (円) |
|-------|-----|------------------|
| 長 浦 | 9 | 1,000 (一部 1,500) |

新設団地は昭和 61 年度、既設団地は平成 2 年度から有料駐車場を設置。対象者は市営住宅の入居者又は同居者で、自己の所有する自動車のために使用する場としている。

(2) 特定空家等の調査・指導 (令和2年度)

| 調査 | 指導等(※) | 解体・改修済 |
|------|--------|--------|
| 152件 | 184件 | 70件 |

※口頭指導、文書送付含む。

(3) 苦情・相談件数… 違反建築物 35件、空き家 87件

4 その他建築関連の条例等に基づく届出等

- (1) 中高層建築物等の建築紛争の予防に関する条例に基づく届出件数…54件
- (2) 長崎県福祉のまちづくり条例に基づく届出・報告件数…64件 (民間47件 + 公共17件)
- (3) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定件数…267件
- (4) 都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく認定件数…12件
- (5) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)に基づく届出件数
…1,063件
- (6) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(建築物省エネ法)に基づく届出件数(変更届含む)
…81件

5 安全・安心住まいづくり支援費

(1) 目的

地震による住宅の倒壊等を防止し、被害の軽減を図るため、旧耐震基準により建築された木造戸建住宅の耐震診断、耐震改修設計・耐震改修工事及び除却工事に要する費用の一部を助成する。

(2) 事業概要

ア 耐震診断費に係る助成

助成額 診断費61,500円のうち51,000円(令和2年度から)
※41,000円(補助対象基準額) + 10,000円(市単独) = 51,000円

実績 令和2年度 35件

イ 耐震改修計画及び耐震改修工事費に係る助成(耐震化に係る総合支援メニュー)

助成額 耐震改修工事費の4/5(上限100万円)
※防災改修工事を併せて実施する場合、工事費(防火)の1/2(上限30万円)の上乗せ
(地域要件あり)

実績 令和2年度 20件

ウ 除却工事費に係る助成

助成額 工事費の23%(上限30万円)ただし地域要件あり

実績 令和2年度 9件

6 民間建築物耐震化推進事業費補助金

(1) 目的

地震による建築物の倒壊等を防止し、被害の軽減を図るため、旧耐震基準により建築された、多数の者が利用する一定規模以上の民間建築物の耐震診断及び耐震改修設計・耐震改修工事に要する費用の一部を助成する。

(2) 事業概要

ア 耐震診断費に係る助成

(ア) 特定既存耐震不適格建築物（緊急輸送道路沿道の建築物を除く。）

助成額 診断費の2/3（上限 160万円）

実績 令和2年度 0件

(イ) 緊急輸送道路沿道の建築物

助成額 診断費の2/3（上限 240万円）

実績 令和2年度 0件

(ウ) 要緊急安全確認大規模建築物（平成28年度廃止）

イ 耐震改修設計費に係る助成

(ア) 緊急輸送道路沿道の建築物

助成額 設計費の2/3（上限 400万円）

実績 令和2年度 0件

(イ) 要緊急安全確認大規模建築物

助成額 設計費の2/3（上限額なし）

（別途、所有者に対しては国から耐震対策緊急促進事業による直接の補助金1/6あり）

実績 令和2年度 0件

ウ 耐震改修工事費に係る助成

(ア) 要緊急安全確認大規模建築物

助成額 一般・・・工事費の23%（上限なし、ただし補助対象限度額あり）

（別途、所有者に対しては国から耐震対策緊急促進事業による直接の補助金21.83%あり）

避難所等・・・工事費の2/3（上限なし、ただし、補助対象限度額あり）

（別途、所有者に対しては国から耐震対策緊急促進事業による直接の補助金1/15あり）

実績 令和2年度 0件

7 アスベスト対策費補助金

(1) 目的

吹付けアスベストの飛散による健康被害から市民を守るため、多数の者が使用する民間建築物のアスベスト分析調査及び除去等工事の費用の一部を助成する。

(2) 事業概要

ア 分析調査費に係る助成

助成額 調査費の10/10（上限 25万円）

実績 令和2年度 7件

イ 除去等工事費に係る助成

助成額 工事費の2/3（上限 1,000万円）

実績 令和2年度 3件

ウ 除却工事費に係る助成

助成額 工事費の2/3（上限 1,000万円）

実績 令和2年度 1件

8 老朽危険空き家除却費補助金

(1) 目的

長年放置され老朽化し、周辺の住環境を悪化させている危険な空き家住宅の除却に要する経費の一部を助成する。

(2) 事業概要

除却工事費に係る助成

助成額 補助対象経費（除却工事費の8/10）の1/2（上限 50万円）

実績 令和2年度 18件

9 長崎市宅地のがけ災害対策費補助金（平成 27 年 4 月 1 日施行）

(1) 目的

災害が発生した個人が所有する宅地等のがけ面において、その対策工事に要する費用の一部を助成し、斜面地における市民の安全・安心な生活環境を確保する。

(2) 事業概要

災害対策工事費に係る助成

対象 : 個人が所有する宅地等のがけ崩れ、崩れた部分及びその両側において、第三者（第三者が居住している建築物や道路、公園）に被害が及んでいる、若しくは、被害が及ぶおそれがあるもの。

対象地域 : 市内全域

補助率 : 災害対策工事費の1/3（上限：2,000千円）

令和3年4月1日現在

| 事 項 | 年 度 | H28 | 29 | 30 | R元 | R2 |
|-----|-----------------|-----------------|----------------|-----------------|----------------|------------------|
| | 事前調査申請 | | 22 | 12 | 15 | 8 |
| | 補助対象 | 19 | 12 | 14 | 8 | 96 |
| | 交付申請 (交付決定額) | 11 (7,561千円) | 8 (4,895千円) | 10 (9,027千円) | 8 (9,894千円) | 57 (47,889千円) |

10 ブロック塀等除却費補助金

(1) 目的

小学校の通学路に面する倒壊の危険性のあるブロック塀等の除却工事に要する費用の一部を助成することで、地震発生時のブロック塀等の倒壊による人的被害を未然に防止し、安全・安心な住環境づくりを推進する。（令和2年度から開始）

(2) 事業概要

ア ブロック塀等の除却工事費に係る助成

助成額 補助対象経費の1/2 上限12万円(敷地1面あたり、2面まで)

実績 令和2年度 5件

イ はね出しスラブの除却工事費に係る上乗せ助成

助成額 補助対象経費の1/2 上限8万円(敷地1面あたり、2面まで)

実績 令和2年度 0件

アの申請者が非課税者の場合の助成

助成額 補助対象経費(廃棄物の運搬処分費を除く)の10/10 上限20万円(敷地1件あたり)

実績 令和2年度 1件

水 道

1 沿革・業務実績

本市は、海沿いの急斜面が多いという地形上の特徴のため、昔から水には不自由してきた。そのため水道の歴史は古く、その起源は延宝元年（1673年）本五島町の乙名で廻船問屋を営んでいた倉田次郎右衛門が私財を投じ、長崎奉行所の援助を受けて創設した「倉田水樋」とされている。その後、この水道は近代水道が創設されるまでの218年もの間、人々の暮らしを支えてきた。

明治18年（1885年）、『コレラ』が猛威を奮ったが、このような悪疫の流行は人々の衛生思想の欠如と不良飲料水が主な原因とされ、在住の外国人等は水道設備の必要性を提唱、翌明治19年に着任した日下義雄県令は、水道布設が港湾都市長崎発展の緊急課題であるとの見地から、金井俊行区長と協議、意見の一致をみたので水道設置を決意し、吉村長策氏を長崎県技師に任用して水道の設計にあたらせた。

吉村技師の設計は総工事費が30万円にも上るもので、当時の区の年間予算約4万円では到底賄えるものではなく、また、人々の衛生思想が未発達であったため、町には反対の火の手が上がり賛成派との対立が激化していった。この間にあっても日下県令、金井区長の水道布設に対する強い決意は変わることなく、明治22年（1889年）1月の臨時区議会において『区立水道布設議案』が可決された。

その後、工事期間2年余りにして明治24年（1891年）3月に本河内水源地完成し、横浜（明治20年10月）、函館（明治22年9月）に次ぐ我が国3番目の近代水道（水道専用ダムの建設は我が国初）として同年5月16日から待望の給水が開始された。

平成3年に本市の水道は記念すべき創設100周年を迎え、水道2世紀目への第一歩を記した。その間には、昭和20年8月9日の原子爆弾による被災、昭和30年代から昭和40年代にかけての「長崎砂漠」と称されたほどの渇水、昭和57年7月23日の大水害、平成6年から平成7年にかけての渇水等、多くの難問に直面してきたが、施設の整備拡充とともに、市域内外に水源を求め、安定した給水の確保に努めてきた。

平成17年1月4日に近隣6町と、平成18年1月4日に近隣1町と合併、上水道事業4、簡易水道事業12、飲料水供給事業3を有することとなったことから、効率的かつ安定的な水の供給及び管理体制の強化を図るため、平成17年度から令和元年度において、水道施設統合整備事業を実施し、統合を進めている。

また、破損事故の未然防止、漏水防止対策の強化及び出水不良の解消を図るため、平成30年度から令和4年度の期間で第11次配水施設整備事業として老朽管の布設替え、管網の整備を行っている。

（各年度末）

| 区 分 \ 年 度 | H30 | R元 | R2 |
|-----------------------------------|------------|------------|------------|
| 行 政 人 口 (人) | 413,038 | 407,885 | 403,197 |
| 給 水 人 口 (人) | 404,158 | 399,116 | 394,529 |
| 普 及 率 (%) | 97.85 | 97.85 | 97.85 |
| 給 水 戸 数 (戸) | 217,535 | 217,305 | 217,321 |
| 年 間 給 水 量 (m ³) | 44,833,190 | 43,399,830 | 43,294,160 |
| 有 収 水 量 (m ³) | 39,003,051 | 38,106,129 | 38,094,480 |
| 有 収 率 (%) | 87.00 | 87.80 | 87.99 |
| 1 日 平 均 給 水 量 (m ³) | 122,831 | 118,579 | 118,614 |
| 1 日 最 大 給 水 量 (m ³) | 135,140 | 128,770 | 134,320 |
| 1 人 1 日 平 均 給 水 量 (l) | 304 | 297 | 301 |
| 1 人 1 日 最 大 給 水 量 (l) | 334 | 323 | 340 |
| 1 日 配 水 施 設 能 力 (m ³) | 191,291 | 191,291 | 179,500 |
| 職 員 数 (人) | 180 | 181 | 178 |

2 料金・加入金

(1) 水道料金

(H22.9月分から適用)

| 用途 | 基本料金 | | 従量料金 | |
|--|-------------|-------------|------------------------|-------|
| | メーターの口径 | 金額 (1か月につき) | 単位 | 金額 |
| 一 般 用 | 20 ミリ以下 | 805 円 | (1 m ³ につき) | 70 円 |
| | 25 ミリ | 1,000 円 | | |
| | 40 ミリ | 2,500 円 | | |
| | 50 ミリ | 4,500 円 | | |
| | 75 ミリ | 9,500 円 | | |
| | 100 ミリ | 16,000 円 | | |
| | 150 ミリ | 33,000 円 | | |
| | 200 ミリ以上 | 45,000 円 | | |
| 公衆浴場用 | 一 般 用 と 同 じ | | 1 m ³ につき | 70 円 |
| 船舶用 | 一 般 用 と 同 じ | | 1 m ³ につき | 170 円 |
| 臨時用 | — | | 1 m ³ につき | 396 円 |
| 備考 | | | | |
| 1 「一般用」とは、公衆浴場用、船舶用及び臨時用以外のものをいう。 | | | | |
| 2 「公衆浴場用」とは、公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律（昭和56年法律第68号）第2条に規定する公衆浴場の用に供するものをいう。 | | | | |
| 3 「船舶用」とは、船舶の給水の用に供するものをいう。 | | | | |
| 4 「臨時用」とは、工事その他臨時の用に供するものをいう。 | | | | |

※水道料金の額は、上の表より算定して得た額に消費税相当額を加算して得た額。

(2) 水道利用加入金

ア 対 象 給水装置の新設工事、給水せん増設に伴うメーター口径の増径工事

イ 実 施 昭和51年5月1日以降の申し込みより

ウ 金 額

(S59.4.1改定)

| メーター口径 (mm) | 13 | 20 | 25 | 40 | 50 | 75 | 100 | 150 | 200 以上 |
|-------------|----|-----|-----|-----|-------|-------|-------|--------|------------|
| 金 額 (千円) | 60 | 133 | 250 | 760 | 1,160 | 2,800 | 4,850 | 10,500 | 管理者が別に定める額 |

※ 加入金の額は、上の表に定める額に消費税相当額を加算して得た額。

3 経営状況

令和2年度における経営状況は、収益においては、営業収益が9,114,756千円で前年度比1.3パーセント、118,974千円の減収となっており、うち、給水収益は8,768,814千円で前年度比1.3パーセント、116,049千円の減収となっている。また、営業外収益が1,491,098千円で前年度比2.9パーセント、42,303千円の増収となっており、特別利益が243,614千円で前年度比136.3パーセント、140,537千円の増収となっている。この結果、総収益は10,849,469千円となり、前年度比0.6パーセント、63,866千円の増収となっている。

費用においては、総費用は9,778,379千円で前年度比5.9パーセント、545,897千円の増加となっている。この結果、損益勘定は1,071,089千円の純利益が生じた。

一方、資本的収支では、本年度5,120,832千円の財源不足が生じたが、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額339,685千円、前年度繰越工事資金121,800千円、損益勘定留保資金2,965,136千円、減債積立金84,711千円、建設改良積立金1,601,306千円及び基金積立金8,194千円で補てんした。

長崎市水道事業基金は、12,169千円を積み立て、1,389千円処分したため基金総額は、1,149,127千円となった。

水道事業会計の概要

| 区分 | | 年度 | 令和元年度決算 | 令和2年度決算 | 令和3年度 (当初) 予算 |
|--------|---------|----|--------------|--------------|------------------|
| 水道事業収益 | | | 10,785,602千円 | 10,849,469千円 | 11,293,757千円 |
| | 水道料金収入 | | 8,884,863 | 8,768,814 | 9,521,507 |
| | 一般会計補助金 | | 37,264 | 33,472 | 30,974 |
| | その他 | | 1,863,475 | 2,047,183 | 1,741,276 |
| 水道事業費用 | | | 9,232,483 | 9,778,379 | 10,062,900 |
| | 職員給与費 | | 1,264,115 | 1,478,021 | 1,217,491 |
| | 支払利息 | | 246,573 | 222,303 | 198,454 |
| | 減価償却費 | | 4,575,737 | 4,609,891 | 4,636,968 |
| | 動力費 | | 594,139 | 536,668 | 684,918 |
| | 薬品費 | | 96,641 | 102,558 | 122,777 |
| | その他 | | 2,455,278 | 2,828,938 | 3,202,292 |
| 資本的収入 | | | 1,096,787 | 608,573 | 895,740 |
| | 企業債 | | 61,700 | 136,900 | 100,000 |
| | 補助金 | | 418,495 | 228,660 | 245,283 |
| | その他 | | 616,592 | 243,013 | 550,457 |
| 資本的支出 | | | 6,682,328 | 5,729,405 | 6,413,786 |
| | 建設改良費 | | 5,459,465 | 4,543,082 | 5,162,016 |
| うち | 工事費等 | | 5,188,638 | 4,275,236 | 4,878,010 |
| | 人件費 | | 255,885 | 257,156 | 270,913 |
| | 純事務費 | | 14,942 | 10,690 | 13,093 |
| | 企業債償還金 | | 1,042,002 | 1,053,249 | 1,062,921 |
| | その他 | | 180,861 | 133,074 | 188,849 |

| 区分 | | 年度 | 令和元年度決算 | 令和2年度決算 | 令和3年度 (当初) 予算 |
|------------------|----------|----|-------------------------|-------------------------|-------------------------|
| | | | | | |
| 経 営 分 析 | 当年度純利益 | | 1,553,120千円 | 1,071,089千円 | 846,024千円 |
| | 利益剰余金合計 | | 5,335,202 | 4,335,897 | 3,364,537 |
| | 企業債現在高 | | 12,431,565 | 11,515,216 | 10,552,295 |
| | 供給単価 | | 233.16円/ m ³ | 230.19円/ m ³ | 231.40円/ m ³ |
| | 給水原価 | | 239.94円/ m ³ | 247.92円/ m ³ | 254.34円/ m ³ |
| 対料金 収入比 | 企業債元利償還金 | | 14.50% | 14.55% | 13.25% |
| | 職員給与費 | | 14.23% | 16.86% | 12.79% |

(注) 決算の欄においては、「水道事業収益」及び「水道事業費用」は消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を記載し、「資本的収入」及び「資本的支出」は消費税及び地方消費税相当額を含んだ金額を記載している。

予算の欄においては、全て消費税及び地方消費税相当額を含んだ金額を記載し、当年度純利益の欄は消費税及び地方消費税相当額を含んだ金額の収支差引額を記載している。

平成26年度からは、新会計制度を適用している。

4 施設

(1) 水源施設

本市には、水源になるような大きな河川がなく、また、地下水にも恵まれていないため、水源の大部分は、13箇所のダム貯水池（市内10、市外3）に依存している。

ア ダム

(R3.3.31)

| 貯水池 | 総貯水量 | 有効貯水量 | 水道有効量 | 1日最大取水量 |
|---------|------------------------|------------------------|------------------------|----------------------|
| 本河内高部 | 496,000 m ³ | 386,000 m ³ | 386,000 m ³ | 5,500 m ³ |
| 本河内低部 | 607,000 | 577,000 | 43,000 | 1,000 |
| 西山 | 1,580,000 | 1,470,000 | 760,000 | 8,100 |
| 小ヶ倉 | 2,040,000 | 1,940,000 | 1,690,000 | 10,500 |
| 浦上 | 1,972,000 | 1,900,000 | 1,900,000 | 22,500 |
| 神浦 | 6,840,000 | 6,280,000 | 5,070,000 | 48,000 |
| 河通 | | | | |
| 雪浦 | 3,900,000 | 3,220,000 | 1,620,000 | 32,700 |
| 萱瀬 | 6,810,000 | 5,940,000 | 813,000 | 12,000 |
| 式見 | 2,150,000 | 2,050,000 | 1,380,000 | 9,000 |
| 鹿尾 | 1,140,000 | 1,000,000 | 630,000 | 7,600 |
| 鳴見 | 2,250,000 | 2,190,000 | 1,740,000 | 11,500 |
| 中尾 | 1,580,000 | 1,470,000 | 1,000,000 | 8,700 |
| 落矢(休止中) | — | — | — | — |
| 計 | 31,365,000 | 28,423,000 | 17,032,000 | 177,100 |

イ 取水状況

(R2 年度)

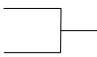
| 区 分 | | 取 水 量 | 構 成 比 | 区 分 | 取 水 量 | 構 成 比 |
|-----|-----|--------------------------|--------|-------|--------------------------|-------|
| 表流水 | 自 流 | 4,493,470m ³ | 10.00% | 地 下 水 | 300,704m ³ | 0.67% |
| | ダ ム | 40,144,500m ³ | 89.33% | そ の 他 | 0m ³ | 0.00% |
| | | | | 合 計 | 44,938,674m ³ | 100.0 |

(2) 浄水施設

浄水場は、大きな水源はないため分散しており、老朽化した施設については、年次的な計画により整備・改良を行い、給水能力の維持を図っている。

主な浄水場

(R3.3.31)

| 浄 水 場 名 | 浄 水 方 法 | 公 称 施 設 能 力 |
|---------|---------|---|
| 本 河 内 | 急 速 ろ 過 | 14,100m ³ /日 |
| 浦 上 | 〃 | 21,500 |
| 東 長 崎 | 〃 | 19,460 |
| 道 ノ 尾 | 〃 | 11,160 |
| 手 熊 | 〃 |  92,930 |
| 三 重 | 〃 | |
| 小 ケ 倉 | 〃 | 17,000 |
| 蚊 焼 浦 | 緩 速 ろ 過 | 1,250 |
| 丸 田 | 滅 菌 の み | 800 |
| 宮 崎 | 急 速 ろ 過 | 3,100 |

(3) 配水施設

本市は平地が少ないため、丘陵地が住宅地域の多くを占めている。

昭和 35 年当時の人口集中地区は、標高 80m程度に最高地点を有していたが、現在は標高 440m程度の高部地域まで拡大しており、これら高部地域に給水するため、標高 450mに位置している楠原配水池(40m³)など、248 箇所に配水池、配水槽及び減圧槽を設置し、高部地域においての給水に努めている。

配水池・配水槽・減圧槽の設置状況

(R3. 3. 31)

| 標 高 | 設 置 箇 所 数 | 貯 水 容 量 |
|-----------|-----------|-------------------------|
| 251m以上 | 15 | 9,988m ³ |
| 201m～250m | 17 | 16,267.5m ³ |
| 151m～200m | 35 | 23,508m ³ |
| 101m～150m | 41 | 26,595m ³ |
| 51m～100m | 32 | 47,395m ³ |
| 50m以下 | 2 | 29,800m ³ |
| 旧長崎市計 | 142 | 153,553.5m ³ |
| 旧7町計 | 106 | 21,498.4m ³ |
| 計 | 248 | 175,051.9m ³ |

(4) 管路延長状況

(R3. 3. 31)

| 区 分 | 計 | 導 水 管 | 送 水 管 | 配 水 管 |
|----------|------------|----------|----------|------------|
| 計 | 2,655,503m | 130,087m | 237,688m | 2,287,728m |
| 1,000 以上 | 31,012m | 20,069m | 6,720m | 4,223m |
| 900～500 | 69,618m | 14,393m | 9,337m | 45,888m |
| 450～250 | 291,289m | 47,182m | 76,131m | 167,976m |
| 200～75 | 1,443,910m | 39,604m | 126,069m | 1,278,237m |
| 75mm未満 | 819,674m | 8,839m | 19,431m | 791,404m |

※ ずい道等も含む。

(5) 漏水防止対策

令和2年度の漏水量は3,324,372 m³であり、年間総給水量に占める割合は7.68%であった。

このような中、予防的対策として、配水施設整備事業による老朽管の布設替えを実施している。

また、対症療法的対策として、旧市内の給水区域を対象に約700の区画を形成し夜間に流量を測定して、戸別に音聴等行い漏水を発見し、修繕を行っている。

5 拡張事業

(1) 拡張事業の沿革

本市は、地形的に水資源に恵まれないため、市域拡大等による人口増加や産業の発達による水の需要量の増加に対応するためには、常に水源開発に努めなければならないといった状況下であり、今日まで7回に及ぶ拡張事業を行ってきた。

水道創設後、第4回拡張事業までに5つのダムを建設し、給水状況は、一応の緩和をみたが、第2次世界大戦後の人口増加や商工業の発達等により、水の需要量は増加の一途をたどった。

そこで、第5回拡張事業では、大村市の萱瀬ダムから道ノ尾浄水場に1日12,000m³の原水を導入するために、大村湾の海底約6kmに導水管を布設するという大事業を行い、次の第6回拡張事業では、遠く西彼杵半島にも水源を求め、市外の神浦、河通、雪浦ダム、並びに、市内の式見ダムの合わせて4つのダムを建設し、これらのダムから本市全体の取水量の約50%に相当する1日92,700m³を取水できるようになり、現在、一応安定した給水状況になった。

しかしながら、下水道の普及にも見られるように近年著しい生活水準の向上とともに、都市用水の使用は増加することが予想されるため、供給についての不安が生じないよう第7回拡張事業を策定し、昭和56年3月31日に認可を受けた。

なお、この事業は、未給水地区の解消と、7.23長崎大水害を教訓とする長崎水害緊急ダム建設事業（長崎県施行）および合併後の安全で安定した水の供給等を図る水道施設統合整備事業の推進を目的としており、現在、平成19年10月16日に第7回拡張事業第4次変更認可を受け施行中である。

| 名 称 | 起工年月 | 完成年月 | 事 業 費 | 計 画 | | 築造施設 |
|-------|-------------|-------------|------------|-------------|-------------------------|---|
| | | | | 給水人口 | 1日最大給水量 | |
| 創 設 | 明治 22年4月 | 明治 24年3月 | 千円 282 | 人 60,000 | m ³ 5,460 | 本河内高部水源池 |
| 第1回拡張 | 明治 33年8月 | 明治 37年3月 | 1,461 | 182,000 | 20,000 | 西山水源池 本河内低部水源池 西山低部浄水場 |
| 第2回拡張 | 大正 9年10月 | 大正 15年3月 | 5,179 | 269,000 | 29,000 | 小ヶ倉水源池 出雲浄水場 |
| 第3回拡張 | 昭和 16年9月 | 昭和 20年2月 | 5,444 | 294,300 | 55,900 | 浦上水源池 鹿尾川分水 |
| 第4回拡張 | 29年3月 | 39年3月 | 541,011 | 314,000 | 82,300 | 八郎川取水 矢上浄水場 川平川・長与川取水 |
| 第5回拡張 | 38年4月 | 42年3月 | 1,603,400 | 367,500 | 96,340 | 大村市萱瀬ダム取水 宮摺川取水 道ノ尾浄水場 |
| 第6回拡張 | 42年4月 | 56年3月 | 17,390,000 | 439,800 | 182,520 | 神浦ダム、河通ダム 雪浦ダム、式見ダム 手熊浄水場 |
| 第7回拡張 | 54年4月 | 令和 4年3月 | 75,423,000 | 413,600 | 148,000 | 鹿尾ダム、鳴見ダム 小ヶ倉浄水場 三重浄水場 中尾ダム、雪浦第2ダム 東長崎浄水場 |

(2) 第7回拡張事業

ア 計画のあらまし

本事業は、当初昭和60年度を目標年次として認可を得、鹿尾ダム、鳴見ダムの建設により新規水源を開発するとともに、あわせて、相川・樫山・平地・東部の各簡易水道事業の中央水道への統合を59年度までに完了した。

第1次変更では、目標年次を平成7年度に定め、鳴見ダム、式見ダムの取水量の見直しと、鹿尾川水道組合から継承した水量の中央水道へ組み入れ、水質・水量に不安定な太田尾・飯香浦両簡易

水道の中央水道への統合（平成4年3月完了）及び市周辺地域の未給水地区（東部）の解消（平成8年3月完了）を行い、普及率の向上を図った。

第2次変更では、長崎県施行の長崎水害緊急ダム建設事業において、水道専用の本河内高部、本河内低部、西山、浦上ダムの多目的化及び既設の雪浦ダムの改良並びに代替水源としての中尾ダム及び雪浦第2ダムの建設による1日1,400m³の新規水源を開発し、あわせて水道施設の統廃合と関連する導水施設等の整備を行うとともに、茂木地区の給水の万全を期するため茂木水道事業を中央水道に統合（平成7年度完了）し、長崎市上水道事業として一元化を図ることとした。

第3次変更では、第2次変更による施策に加え、未給水地区の解消を図るため給水区域の拡張を含む長期的な水需給計画の見直しを実施し、目標年次を平成22年度、計画給水人口423,100人、計画1日最大給水量187,800m³として施行した。

第4次変更では、第3次変更による施策に加え、水道未普及地域の解消、水道事業の一元化に伴う給水区域の拡張を含む長期的な水需給計画の見直しを実施し、目標年次を令和7年度、計画給水人口413,600人、計画1日最大給水量148,000m³として施行中である。

—事業の概要—

| | | | |
|--------|---|---|-------------------------|
| 計画目標年次 | 令和7年度 | 計画給水人口 | 413,600人 |
| 事業期間 | 昭和54年度～令和3年度 | 公称施設能力 | 191,291m ³ |
| 工事期間 | 昭和54年度～令和3年度 | 1日最大給水量 | 148,000m ³ |
| 計画給水区域 | 現在の給水区域に周辺地区に加え、相川・檜山・平地・東部簡易水道区域、及び太田尾・飯香浦の各簡易水道区域の統合（太田尾・飯香浦統合簡易水道施設整備事業）と、未給水地区の解消（未給水地区無水源簡易水道事業）、茂木水道を中央水道へ統合（上水道統合整備事業）および合併町の水道事業を統合する（水道施設統合整備事業） | 1人1日最大給水量 | 358ℓ |
| | | 新規開発取水量 | 20,500m ³ /日 |
| | | 新規開発給水量 | 19,000m ³ /日 |
| | | 全体事業費 | 約904億円 |
| | | <ul style="list-style-type: none"> 第7回拡張事業 約244億円 太田尾・飯香浦統合簡易水道施設整備事業 約6億円 未給水地区無水源簡易水道事業 約70億円 上水道統合整備事業 約317億円 水道施設統合整備事業 約127億円 | |

イ 施設の概要（上水道統合整備事業）

- ・貯水施設
 - 多目的ダム （新設）1箇所（中尾ダム）
 - 〃 （改築）2箇所（西山、本河内高部ダム）
 - 〃 （改良）2箇所（本河内低部、浦上ダム）
- ・導水施設
 - 導水管 φ500～250mm 総延長 約3,150m
 - ポンプ場 4箇所（浦上、西山、中尾、矢上）
- ・浄水施設
 - 浄水場 1箇所（東長崎）

- ・送水施設
 - 送水管 $\phi 800\sim 200\text{mm}$ 総延長 約 5,026m
 - ポンプ場 2箇所（小江、浦上）
- ・配水施設
 - 配水管 $\phi 800\sim 250\text{mm}$ 総延長 約 20,494m
 - 配水池 2箇所（東長崎、浦上）

ウ 水源の新規開発（長崎水害緊急ダム建設事業）

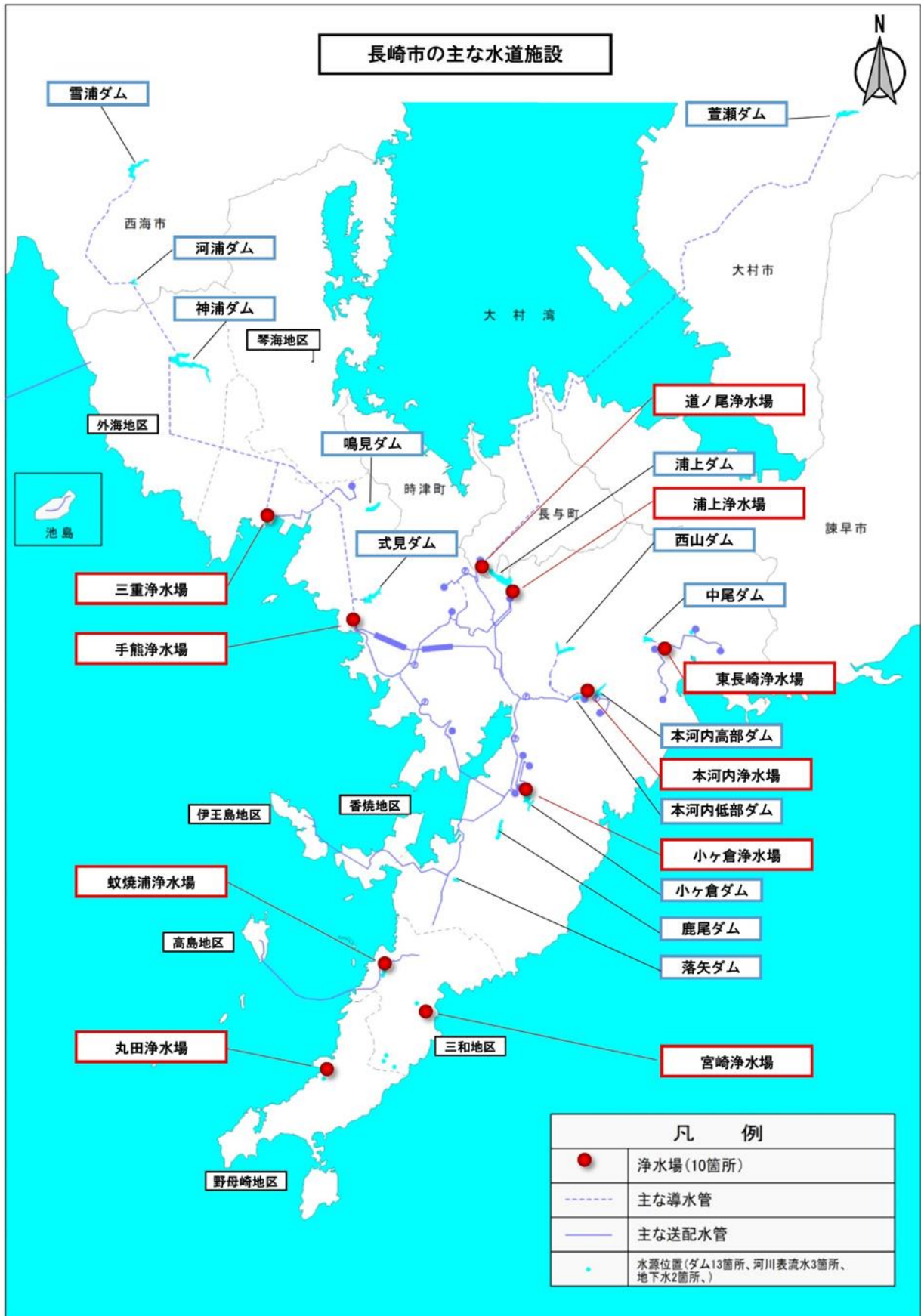
（単位： m^3 ）

| 区分 | ダム名 | 工法 | 1日最大取水量 | | | 1日最大 給水量 増減 | |
|----------------|---------------|-------|--------------------------------|--------------------------------|-------------------------------|-------------------|----------------|
| | | | 現行取水量 $\text{m}^3/\text{日}$ | 計画取水量 $\text{m}^3/\text{日}$ | 差引増減 $\text{m}^3/\text{日}$ | | |
| 既設 ダム | 多目的化される ダム | 本河内高部 | 改築 | 5,200 | 6,500 | 1,300 | |
| | | 本河内低部 | 改良 | 4,200 | | | |
| | | 西山 | 改築 | 11,400 | 8,100 | | $\Delta 3,300$ |
| | | 浦上 | 改良 | 25,000 | 23,900 | | $\Delta 1,100$ |
| 新設ダム （振替ダム） | 中尾 | 新築 | 0 | 8,700 | 8,700 | | |
| 合計 | | | 45,800 | 47,200 | 1,400 | 1,300 | |

※長崎県は平成20年度に、雪浦第2ダムの建設を中止し、その代替水源として浦上ダムの再開発により利水容量を確保する計画変更を行っている。なお、浦上ダムが平成21年12月25日に国土交通省の方針で検証の対象ダムとなったことに伴い、長崎県においては、「関係地方公共団体からなる検討の場」、「長崎県公共事業評価監視委員会」等を経て現行計画案どおり事業継続とする対応方針を決定し、平成23年7月26日付けで国土交通大臣に報告。平成24年10月29日に開催された「第26回今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」において、浦上ダムの事業継続が了承され、同年11月12日に国土交通省は浦上ダムの対応方針を「継続」と決定した。

エ 施設の概要（水道施設統合整備事業事業）

- ・導水施設
 - 導水管 $\phi 200\text{mm}$ 総延長 約 4,000m
- ・送水施設
 - 配水地 8箇所（上黒崎調整池、琴海調整池等）
 - 送水管 $\phi 450\sim 50\text{mm}$ 総延長 約 119,400m
 - ポンプ場 17箇所（新香焼、上黒崎等）
- ・配水施設
 - 配水管 $\phi 150\sim 50\text{mm}$ 総延長 約 8,900m
 - 配水池 5箇所（新遠見、大崎宮摺等）



下 水 道

1 沿革・業務実績

公共下水道は、衛生的な環境づくり、公共用水域の水質の保全、市街地の浸水防止を目的とし、汚水の排除及び浄化、雨水の排除を行う都市施設である。

公共下水道による雨水と汚水の排除方式として、両者を 1 本の管渠で流す合流式と、別々の管渠で流す分流式とがあるが、本市では、分流式を採用している。

本市の公共下水道計画では、市域のうち市街化区域を基本に全体計画区域を定め、それを主に地形的要因により処理区を分割しており、また、周辺 7 町との合併により、令和 2 年度末現在で、全体計画区域面積 6,914.7ha、14 処理区となっている。

雨水の排除については、緊急性の高い地域より順次、計画区域とし、令和 2 年度末現在、32 排水区を設定している。昭和 27 年に着手した本市の下水道事業は、その後、区域の拡大を図り、令和 2 年度末現在、汚水排水 6,697.6ha、雨水排水 1,225ha について事業計画を策定し、事業を実施している。

令和 2 年度末における事業の進捗状況は、処理区域面積 5,526.9ha、処理人口 385,972 人、普及率 94.3%で、供用中の処理場が 11 箇所、汚水中継ポンプ場が 16 箇所、雨水排水ポンプ場が 2 箇所となっている。

なお、平成 16 年度から下水道事業に地方公営企業法を全面適用するとともに、水道局との組織統合を行っている。

2 経営状況

令和 2 年度における経営状況は、収益においては、営業収益が 9,303,069 千円で前年度比 3.3 パーセント、319,051 千円の減収となっており、うち下水道使用料は 7,526,707 千円で前年度比 3.6 パーセント、277,559 千円の減収となっている。また、営業外収益が 2,931,745 千円で前年度比 1.5 パーセント、42,420 千円の増収となっており、特別利益が 147,416 千円で前年度比 1,000 パーセント以上、146,885 千円の増収となっている。この結果、総収益は 12,382,230 千円となり、前年度比 1.0 パーセント、129,746 千円の減収となっている。

費用においては、総費用は 11,131,637 千円で前年度比 2.7 パーセント、287,889 千円の増加となっている。この結果、損益勘定は、1,250,593 千円の純利益が生じた。

一方、資本的収支では、本年度 4,898,344 千円の財源不足が生じたが、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 185,297 千円、損益勘定留保資金 2,935,163 千円及び減債積立金 1,777,884 千円で補った。

下水道事業会計の概要

| 区分 | | 年度 | 令和元年度決算 | 令和2年度決算 | 令和3年度 (当初) 予算 | |
|---------|----------|------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|-----------|
| 下水道事業収益 | | | 12,511,976千円 | 12,382,230千円 | 12,921,154千円 | |
| | 下水道使用料収入 | | 7,804,266 | 7,526,707 | 8,211,391 | |
| | 一般会計補助金 | | 18,754 | 12,834 | 20,081 | |
| | その他 | | 4,688,956 | 4,842,689 | 4,689,682 | |
| 下水道事業費用 | | | 10,843,748 | 11,131,637 | 11,757,785 | |
| | 職員給与費 | | 552,362 | 641,516 | 538,039 | |
| | 支払利息 | | 1,150,069 | 1,018,348 | 912,295 | |
| | 減価償却費 | | 5,935,865 | 6,008,399 | 5,900,086 | |
| | 動力費 | | 38,177 | 37,124 | 24,692 | |
| | 薬品費 | | 11,276 | 4,670 | 644 | |
| | その他 | | 3,155,999 | 3,421,580 | 4,382,029 | |
| 資本的収入 | | | (6,027,071) 6,935,679 | (6,033,455) 6,033,455 | (6,413,788) 6,413,788 | |
| | 企業債 | | (2,329,600) 3,238,208 | (1,955,700) 1,955,700 | (2,908,500) 2,908,500 | |
| | 国(県)補助金 | | 1,228,823 | 1,604,726 | 1,085,456 | |
| | その他 | | 2,468,648 | 2,473,029 | 2,419,832 | |
| 資本的支出 | | | (10,524,551) 11,433,159 | (10,688,005) 10,688,005 | (10,882,014) 10,882,014 | |
| うち | 建設改良費 | | 3,520,562 | 4,041,084 | 4,423,140 | |
| | 工事費等 | 人件費 | | 3,320,438 | 3,862,168 | 4,237,303 |
| | | 純事務費 | | 189,970 | 171,800 | 175,238 |
| | | | | 10,154 | 7,116 | 10,599 |
| | 企業債償還金 | | (6,918,796) 7,827,404 | (6,568,861) 6,568,861 | (6,376,636) 6,376,636 | |
| | その他 | | 85,193 | 78,060 | 82,238 | |

| 区分 | | 年度 | 令和元年度決算 | 令和2年度決算 | 令和3年度 (当初) 予算 |
|-------|---------|----------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 経営分析 | 当年度純利益 | | 1,668,228 | 1,250,593 | 1,163,369 |
| | 利益剰余金合計 | | 5,068,238 | 4,696,705 | 3,799,308 |
| | 企業債現在高 | | 70,958,780 | 66,468,918 | 65,336,682 |
| | 使用料単価 | | 208.62円/ m ³ | 201.67円/ m ³ | 203.43円/ m ³ |
| | 汚水処理原価 | | 163.90円/ m ³ | 170.99円/ m ³ | 178.02円/ m ³ |
| | 対使用料収入比 | 企業債元利償還金 | | (103.39%) | (100.80%) |
| | | | 115.03% | 100.80% | 88.77% |
| 職員給与費 | | | 7.08% | 8.52% | 6.55% |

(注) 決算の欄においては、「下水道事業収益」及び「下水道事業費用」は消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を記載し、「資本的収入」及び「資本的支出」は消費税及び地方消費税相当額を含んだ金額を記載している。

予算の欄においては、全て消費税及び地方消費税相当額を含んだ金額を記載し、当年度純利益の欄は消費税及び地方消費税相当額を含んだ金額の収支差引額を記載している。

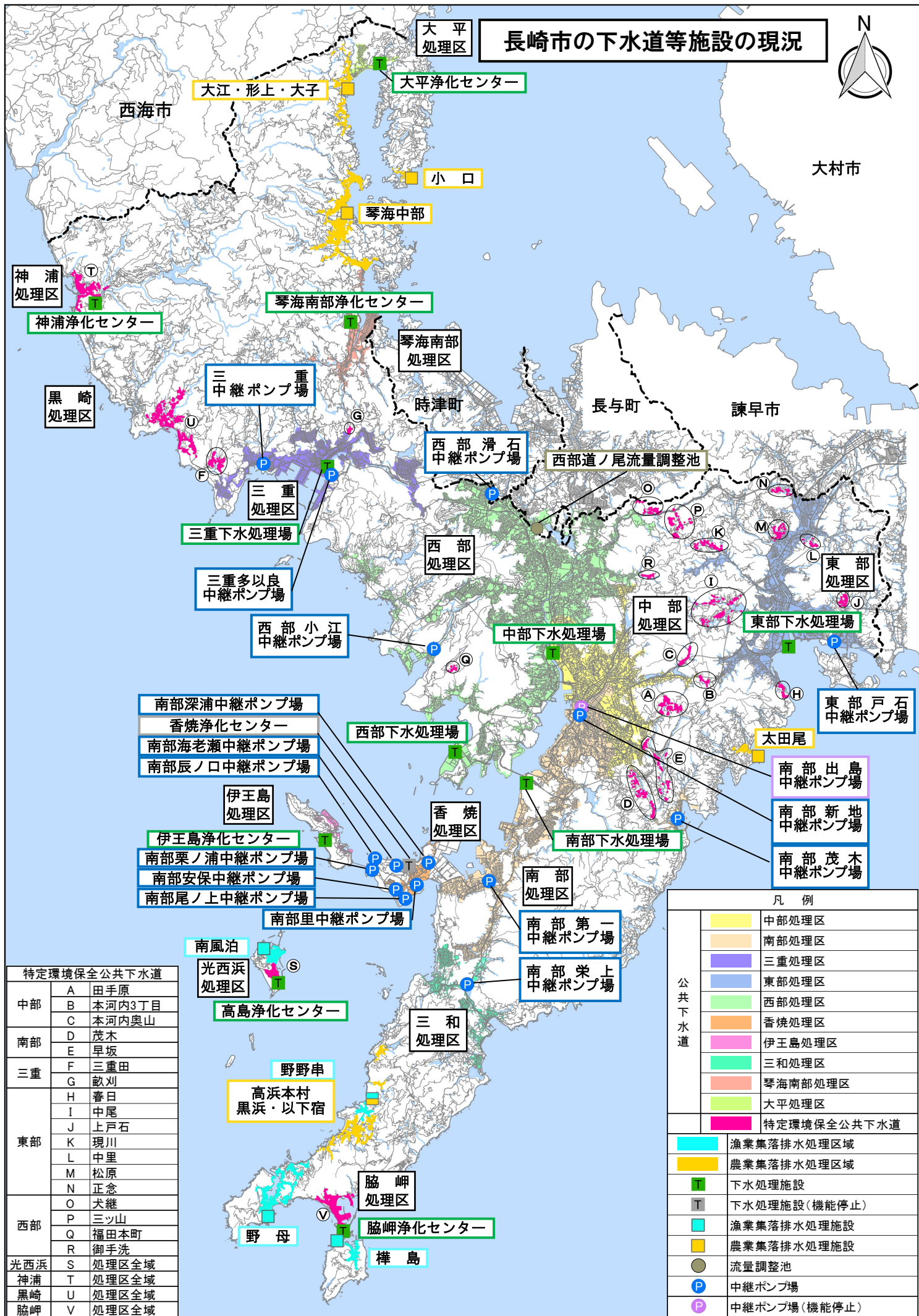
表中の上段かっこ書きは、民間資金借換債及び公的資金借換債の借入額並びに当該借換債に係る償還額を除いた金額を記載している。

3 計画と現況・普及状況

(令和2年度末現在)

| 区分 | 事業 | 全体計画 | 事業計画 | 令和2年度末実績 | 備考 |
|------|------------|---------|----------------|----------|----|
| a | 建設(百万円) | — | 362,250 | | |
| b | 処理区域面積(ha) | 6,914.7 | 6,697.6 | 5,526.9 | |
| c | 告示世帯(世帯) | — | — | 194,210 | |
| d | 処理区域人口(人) | 334,560 | 378,650 | 385,972 | |
| e | 污水管延長(km) | — | — | 1,842.6 | |
| f | 雨水管延長(km) | — | — | 272.5 | |
| g | 処理場(箇所) | 11 | 11 | 稼働11 | |
| h | 污水ポンプ場(箇所) | 16 | 16 | 稼働16 | |
| i | 雨水ポンプ場(箇所) | 2 | 2 | 稼働2 | |
| j | 水洗化世帯(世帯) | — | — | 188,667 | |
| k | 水洗化人口(人) | — | — | 375,380 | |
| 整備指標 | | | | | |
| l | 市域面積(ha) | 40,586 | 普及率 d/n (%) | 94.3 | |
| m | 市域世帯(世帯) | 206,213 | 水洗化率 k/d (%) | 97.3 | |
| n | 市域人口(人) | 409,158 | | | |

長崎市の下水道等施設の現況



| 特定環境保全公共下水道 | |
|-------------|----------|
| 中部 | A 田手原 |
| | B 本河内3丁目 |
| | C 本河内奥山 |
| 南部 | D 茂木 |
| | E 早坂 |
| 三重 | F 三重田 |
| | G 畝刈 |
| | H 春日 |
| | I 中尾 |
| 東部 | J 上戸石 |
| | K 現川 |
| | L 中里 |
| | M 松原 |
| | N 正念 |
| | O 犬継 |
| 西部 | P 三ツ山 |
| | Q 福田本町 |
| | R 御手洗 |
| 光西浜 | S 処理区全域 |
| 神浦 | T 処理区全域 |
| 黒崎 | U 処理区全域 |
| 脇岬 | V 処理区全域 |

| 凡例 | |
|--------------|---------|
| 公共下水道 | 中部処理区 |
| | 南部処理区 |
| | 三重処理区 |
| | 東部処理区 |
| | 西部処理区 |
| | 香焼処理区 |
| | 伊王島処理区 |
| | 三和処理区 |
| | 琴海南部処理区 |
| | 大平処理区 |
| 特定環境保全公共下水道 | |
| 漁業集落排水処理区域 | |
| 農業集落排水処理区域 | |
| 下水処理施設 | |
| 下水処理施設(機能停止) | |
| 漁業集落排水処理施設 | |
| 農業集落排水処理施設 | |
| 流量調整池 | |
| 中継ポンプ場 | |
| 中継ポンプ場(機能停止) | |

4 長崎市公共下水道整備状況

(1) 汚 水

(令和2年度末現在)

| 処 理 区 | | 全体計画 | 事業計画 | 令和2年度末実績 | 備考 | | |
|-------|-----------|-----------|-----------|----------|---------|--------------|-------|
| 合 計 | 処理面積 (ha) | 6,914.7 | 6,697.6 | 5,526.9 | 普及率 | | |
| | 処理人口 (人) | 334,560 | 378,650 | 385,972 | 94.3% | | |
| 旧長崎市 | 中部処理区 | 処理面積 (ha) | 982.1 | 982.1 | 849.9 | 普及率 | |
| | | 処理人口 (人) | 59,790 | 68,130 | 69,560 | 98.0% | |
| | 南部処理区 | 処理面積 (ha) | 1,171.1 | 1,169.9 | 938.1 | 普及率 | |
| | | 処理人口 (人) | 62,930 | 71,660 | 68,837 | 97.5% | |
| | 三重処理区 | 処理面積 (ha) | 536.3 | 536.3 | 413.9 | 普及率 | |
| | | 処理人口 (人) | 15,730 | 17,930 | 19,533 | 98.2% | |
| | 東部処理区 | 処理面積 (ha) | 985.6 | 978.4 | 724.2 | 普及率 | |
| | | 処理人口 (人) | 34,930 | 39,390 | 43,369 | 98.8% | |
| | 西部処理区 | 処理面積 (ha) | 2,355.6 | 2,355.6 | 1,984.1 | 普及率 | |
| | | 処理人口 (人) | 141,610 | 161,380 | 161,546 | 97.9% | |
| | 香焼地区 | 香焼処理区 | 処理面積 (ha) | 113.4 | 113.4 | 113.4 | 普及率 |
| | | | 処理人口 (人) | 2,410 | 3,260 | 3,318 | 99.8% |
| 伊王島地区 | 伊王島処理区 | 処理面積 (ha) | 42.9 | 39.4 | 30.2 | 普及率 | |
| | | 処理人口 (人) | 400 | 530 | 639 | 95.7% | |
| 高島地区 | 光西浜処理区 | 処理面積 (ha) | 46.4 | 15.0 | 11.5 | 普及率 | |
| | | 処理人口 (人) | 110 | 140 | 190 | 57.1% | |
| 外海地区 | 神浦処理区 | 処理面積 (ha) | 24.1 | 24.1 | 24.1 | 普及率 47.7% | |
| | | 処理人口 (人) | 300 | 480 | 611 | | |
| | 黒崎処理区 | 処理面積 (ha) | 36.4 | 36.4 | 34.3 | | |
| | | 処理人口 (人) | 440 | 730 | 961 | | |
| 野母崎地区 | 脇岬処理区 | 処理面積 (ha) | 91.8 | 38.2 | 36.6 | 普及率 | |
| | | 処理人口 (人) | 2,380 | 1,160 | 1,191 | 24.9% | |
| 三和地区 | 三和处理区 | 処理面積 (ha) | 185.7 | 185.7 | 169.4 | 普及率 | |
| | | 処理人口 (人) | 6,000 | 7,820 | 8,742 | 89.7% | |
| 琴海地区 | 琴海南部処理区 | 処理面積 (ha) | 287.4 | 186.2 | 165.3 | 普及率 62.3% | |
| | | 処理人口 (人) | 6,370 | 5,240 | 6,533 | | |
| | 大平処理区 | 処理面積 (ha) | 55.9 | 36.9 | 31.9 | | |
| | | 処理人口 (人) | 1,160 | 800 | 942 | | |

※ 本表には、西彼杵郡長与町の一部及び西彼杵郡時津町の一部に係る分は含まれていない。

※ 合計処理面積の端数は切り捨て

(2) 雨 水

(令和2年度末現在)

| No. | 排 水 区 | 排 水 面 積 (ha) | |
|-----|-------------|--------------|----------|
| | | 事業計画面積 | 令和2年度末実績 |
| 1 | 中 部 第 一 | 141 | 122.82 |
| 2 | 中 部 第 二 | 26 | 15.75 |
| 3 | 中 部 第 三 | 83 | 60.48 |
| 4 | 中 部 シ シ ト キ | 26 | 23.87 |
| 5 | 中 部 出 島 | 37 | 35.79 |
| 6 | 北 部 | 101 | 101.00 |
| 7 | 柳 田 | 18 | 14.64 |
| 8 | 江 川 第 一 | 44 | 31.52 |
| 9 | 江 川 第 二 | 32 | 23.24 |
| 10 | 深 堀 第 一 | 46 | 38.38 |
| 11 | 深 堀 第 二 | 34 | 25.06 |
| 12 | 東 部 田 中 | 41 | 33.01 |
| 13 | 東 部 平 間 | 36 | 8.54 |
| 14 | 東 部 東 | 40 | 1.45 |
| 15 | 東 部 矢 上 | 45 | 41.82 |
| 16 | 中 園 | 27 | 26.23 |
| 17 | 福 田 | 25 | 22.67 |
| 18 | 相 川 | 5 | 4.94 |
| 19 | 式 見 第 一 | 30 | 30.00 |
| 20 | 式 見 第 二 | 32 | 32.00 |
| 21 | 手 熊 | 35 | 30.45 |
| 22 | 小 江 第 一 | 17 | 15.30 |
| 23 | 小 江 第 二 | 42 | 28.91 |
| 24 | 田 上 | 13 | 11.45 |
| 25 | 茂 木 第 一 | 11 | 9.57 |
| 26 | 茂 木 第 二 | 20 | 17.34 |
| 27 | 北 浦 | 34 | 27.37 |
| 28 | 本 村 | 51 | 39.60 |
| 29 | 安 保 | 30 | 17.17 |
| 30 | 文 教 | 38 | 12.20 |
| 31 | 築 町 | 38 | 26.30 |
| 32 | 小ヶ倉 第 四 | 27 | 16.31 |
| | 合 計 | 1,225 | 945.18 |

5 下水道使用料

(H13.5月分から適用)

| 種 別 | 基本使用料 | 従 量 使 用 料 | |
|--|---------|--|-------|
| | | 単 位 | 金 額 |
| 一 般 汚 水 | 1,000 円 | 1 m ³ ～10 m ³ (1 m ³ につき) | 20 円 |
| | | 11 m ³ ～50 m ³ (1 m ³ につき) | 180 円 |
| | | 51 m ³ ～100 m ³ (1 m ³ につき) | 395 円 |
| | | 101 m ³ 以上 (1 m ³ につき) | 460 円 |
| 浴 場 業 汚 水 | 1,000 円 | 1 m ³ につき | 10 円 |
| 備考 1 「一般汚水」とは、浴場業汚水以外の汚水をいう。 2 「浴場業汚水」とは、公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律（昭和 56 年法律第 68 号）第 2 条に規定する公衆浴場から排除される汚水をいう。 | | | |

※下水道使用料の額は、上の表より算定して得た額に消費税相当額を加算して得た額。

6 水洗便所改築資金貸付制度

- (1) 規程制定年月 昭和 37 年 3 月
- (2) 貸付限度額 60 万円以内
- (3) 利 子 無利子
- (4) 償 還 方 法 60 カ月以内均等償還（貸付月の翌月から）

7 受益者負担金・分担金

- (1) 条例制定年月 昭和 44 年 12 月（昭和 52 年 12 月・平成 12 年 12 月一部改正）
- (2) 徴収開始年月日 昭和 46 年 4 月 1 日
- (3) 徴 収 年 限 3 年（年 4 回 12 回分割）
- (4) 単位負担金額 1m²当たり 200 円（昭和 53 年 4 月 1 日改定）
- (5) 前納報奨金制度
 負担金を 3 年全額または数期（当該年度分+次年度分以降）を一括して納付した場合、次の算式により前納報奨金を支給する。
 期別納付額×0.6/100×前納延月数

8 下水処理場の現況

(1) 施設

| 区分 | 名称 | 中部 下水処理場 | 南部 下水処理場 | 三重 下水処理場 | 東部 下水処理場 | 西部 下水処理場 | 香 焼 浄化センター |
|-----------------------|-----------------------------|-------------|----------------|----------------|----------------|--------------------|-----------------|
| 場 所 | | 茂里町 2番2号 | 戸町5丁目 985番地 | 京泊2丁目 8番50号 | 田中町 279番地46 | 神ノ島町1丁目 367番地11 | 香焼町 924番地1 |
| 事業開始年度 | | S28年度 | S51年度 | S52年度 | S59年度 | S61年度 | S49年度 |
| 供用開始時期 | | S36年12月 | S59年4月 | S59年8月 | H元年4月 | H4年7月 | S55年7月 |
| 敷地面積(m ²) | | 28,000 | 43,200 | 37,400 | 37,000 | 92,100 | 10,400 |
| 排 水 方 式 | | 分流式 | 同 左 | 同 左 | 同 左 | 同 左 | 同 左 |
| 処 理 方 式 | | 標準活性汚泥法 | 同 左 | 同 左 | 同 左 | 同 左 | 同 左 |
| 処理能力 | 全体計画 (m ³ /日) | 廃止 | 38,500 | 11,000 | 18,700 | 92,400 | H19.6.1 機能停止 |
| | 現 況 (m ³ /日) | 32,900 | 31,400 | 11,000 | 18,700 | 82,200 | H19.6.1 機能停止 |

| 区分 | 名称 | 伊王島 浄化センター | 高 島 浄化センター | 神 浦 浄化センター | 脇 岬 浄化センター | 琴海南部 浄化センター | 大 平 浄化センター |
|-----------------------|-----------------------------|--------------------|-----------------|----------------|---------------|-----------------|-----------------|
| 場 所 | | 伊王島町2丁目 1178番地5 | 高島町 2707番地34 | 神浦向町 293番地2 | 脇岬町 3803-6 | 琴海村松町 760番地3 | 琴海大平町 1250番地 |
| 事業開始年度 | | H10年度 | H9年度 | H8年度 | H10年度 | H10年度 | H16年度 |
| 供用開始時期 | | H15年3月 | H12年1月 | H14年4月 | H21年3月 | H17年3月 | H22年3月 |
| 敷地面積(m ²) | | 3,500 | 3,000 | 6,150 | 3,100 | 9,300 | 2,500 |
| 排 水 方 式 | | 分流式 | 同 左 | 同 左 | 同 左 | 同 左 | 同左 |
| 処 理 方 式 | | OD法 | 同 左 | 同 左 | 同 左 | 長時間 エアレーション法 | OD法 |
| 処理能力 | 全体計画 (m ³ /日) | 650 | 300 | 600 | 940 | 2,480 | 700 |
| | 現 況 (m ³ /日) | 600 | 200 | 600 | 900 | 2,400 | 700 |

(2) 公害対策（脱臭施設）

| 名称 区分 | 中部 下水処理場 | 南部 下水処理場 | 三重 下水処理場 | 東部 下水処理場 | 西部 下水処理場 |
|----------|-------------------------|-------------|----------------------------------|------------------|----------------------------------|
| 内 容 | 湿式吸着方式 （薬液洗浄） 活性炭 | 生物脱臭法 | 生物脱臭法 湿式吸着方式 （薬液洗浄） 活性炭 | 湿式吸着方式 （薬液洗浄） | 生物脱臭法 湿式吸着方式 （薬液洗浄） 活性炭 |
| 設置年度 | S52・54・H23 | H22 | S58・H30 | S63 | H27・28 |

※このほか、防臭のため施設にカバーを施している。

| 名称 区分 | 神 浦 浄化センター | 高 島 浄化センター | 伊王島 浄化センター | 脇 岬 浄化センター | 琴海南部 浄化センター | 大 平 浄化センター |
|----------|----------------------|---------------|---------------|---------------|----------------|---------------|
| 内 容 | 立形上向流吸着式 （直置上積方式） | 同 左 | 同 左 | 土壌脱臭法 | 同 左 | 同 左 |
| 設置年度 | H14 | H12 | H11 | H20 | H16 | H21 |

(3) 脱水ケーキ処理

ア 処分方法 民間の産業廃棄物処理業者へ委託し、コンポスト化又は焼却後有効利用

イ 1日平均脱水ケーキ発生量

約85.2t/日（コンポスト 約50.1t 焼却 約35.1t）

ウ 1日平均濃縮汚泥発生量 約0.5m³/日（他部局にて処分） 高島浄化センターのみ

集落排水処理施設

1 農業集落排水事業

農業用排水の水質保全と農業集落の生活環境の向上を図るための事業

| 地区名 | 太田尾地区 | 野母崎地区 | 琴海地区 |
|-------|--------|---------|---------|
| 計画人口 | 650人 | 2,400人 | 6,350人 |
| 処理施設 | 1箇所 | 1箇所 | 3箇所 |
| 管路延長 | 6,261m | 23,344m | 47,978m |
| 中継ポンプ | 2箇所 | 33箇所 | 66箇所 |

2 漁業集落排水事業

漁港及び漁場の水域環境と漁業集落の生活環境の向上を図るための事業

| 地区名 (整備地区) | 高島地区 (南風泊) | 野母崎地区 (野野串) | 野母崎地区 (野母) | 野母崎地区 (樺島) |
|---------------|---------------|----------------|---------------|---------------|
| 計画人口 | 849人 | 290人 | 4,630人 | 1,200人 |
| 処理施設 | 1箇所 | 1箇所 | 1箇所 | 1箇所 |
| 管路延長 | 8,400m | 4,556m | 23,586m | 5,126m |
| 中継ポンプ | 1箇所 | 1箇所 | 10箇所 | 9箇所 |